



2024 年度（令和 6 年度）

政策要望

データ利活用促進とセキュリティ基盤強化
～一体でのデジタル改革を目指して～

2024 年 5 月

一般社団法人 日本 IT 団体連盟

はじめに

近年、サイバーセキュリティの脅威は増しており、行政機関や企業のセキュリティ基盤強化およびデジタル人材の育成が急務となっている。DX 推進による社会経済的メリットの多くは、データ利活用の推進によってもたらされるが、これにはデータの標準化や共通インフラの整備が必要であり、かつ、中央省庁、自治体、企業、一丸となって安心・安全なセキュリティ環境を整備する必要がある。これを踏まえ、今期の政策要望は、データ利活用の促進およびサイバーセキュリティ強化を目指す施策に重点を置いた。また、そのために必要なデジタル人材の育成・確保、そして地域と産業の活性化および多様な社会の実現に必要な施策を盛り込んでいる。

目次

1	<u>デジタル基盤の整備</u>	6
1.1	個人データ利活用における情報信託機能の活用促進と普及啓発について.....	6
1.2	マイナンバーを利用した IT 基盤の構築	7
1.3	個人情報保護法 規制緩和のお願い.....	8
1.4	介護保険、国民年金等における代理人マイナンバー紐づけ施策	9
1.5	政治資金規正法のデジタル化	9
1.6	デジタル化促進を阻害する規制・ガイドラインの変更	10
1.7	データセンターの国内立地化・地方分散化・再エネ化支援	11
1.8	国内パブリッククラウドサービスの推進と純国産 SNS の開発.....	12
1.9	未来への投資としてのデジタル関連予算の拡充	13
1.10	官公庁が発注する大規模システムの構築に地方 IT 企業が参画する仕組みの整備	14
1.11	入札公告期間の十分な確保／政府調達の間隔設定について	14
1.12	再委託手続きについて.....	15
1.13	技術的対話による企画競争参加へのインセンティブ導入	16
1.14	付加価値を評価する評価基準や契約形態について	17
1.15	中央省庁におけるクラウド型電子契約の利用推進	18
1.16	デジタル完結のための特定創業支援等事業支援証明書の電子交付	19
1.17	中小自治体の「システム標準化対応計画」策定支援事業	20
1.18	自治体 DX 推進のための産学官連携「自治体 DX 推進組織」への助成.....	21
1.19	中小自治体の業務における IT サービスのランニング費用の支援.....	22
1.20	府省庁の業務執行プロセス全般のデジタル化促進	23
1.21	行政におけるアナログ的業務・慣習の見直し.....	23
1.22	府省庁検索システムの利便性向上	24
1.23	地方公共団体における押印電子化の促進.....	25
1.24	災害時の避難所等に資する施策	26
1.25	防災・災害対応の DX における地方の産学連携	27
1.26	AI 活用に向けた自治体等のデータ整備のガイドライン策定	27
1.27	国産の AI 基盤モデル（LLM 等）の利活用促進	28
1.28	データ利活用促進に向けた質及び量、双方の観点からのデータ流通の充実.....	29
2	<u>セキュアな環境整備</u>	30
2.1	ISMAP-LIU における制度見直しについて.....	30

2.2	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望	31
2.3	政府調達ソフトウェアの第三者検証	32
2.4	ソフトウェア製品・サービスの JIS 認証推進.....	33
2.5	経済安全保障及びグローバルにおける競争力低下を防ぐためのソフトウェア管理の推進	33
2.6	経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上	34
2.7	中小企業における情報セキュリティ対策強化支援の推進.....	35
2.8	企業のサイバーセキュリティ向上のための投資促進税制の創設.....	35
2.9	サイバー防火管理制度	36
2.10	サイバー犯罪対応能力の強化.....	37
2.11	政府機関セキュリティ情報共有及び公開	37
2.12	上場企業のセキュリティ投資・インシデント報告義務化及び優遇策	38
2.13	セキュリティ知識習得・維持にかかる個人の負担軽減.....	38
2.14	小・中・高 セキュリティ教育の必須化.....	39
3	<u>IT人材の育成</u>	40
3.1	国産言語を活用したプログラミング人材の育成	40
3.2	最先端技術の教育体制と費用面等のサポート(現役世代へのリスクリングとして)	41
3.3	中小規模ソフトウェア開発事業者の「従業員の高齢化と若手人材の流出問題」における支援.....	41
3.4	競争力向上に向けた全国民のデジタルリテラシー向上政策	42
3.5	「情報教育振興法」の新設	43
3.6	中小自治体の「階層別 IT 人材育成」支援事業.....	44
3.7	DX を実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得.....	44
3.8	地方における IT 企業の人材不足対策.....	45
3.9	教育現場の声を反映した教材開発やソフト開発の支援	46
3.10	初中等・高等教育から社会人に至るまで各段階で育成する資質の明示	46
3.11	AI を用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームの構築	47
4	<u>地域・産業の DX 推進</u>	48
4.1	製造系中小企業の生産性向上を支援するパッケージ導入と税制優遇	48
4.2	IT 導入補助金の内容拡充	49
4.3	中小企業の DX マインド向上策支援事業	49
4.4	年末調整業務のデジタル化推進	50
4.5	デジタルインボイスや電子帳簿保存の普及活動	51
4.6	G ビズ ID アカウント作成のデジタル完結化	51
4.7	G ビズ ID の民間サービス連携の推進.....	52

4.8	租税条約第 12 条の技術上の役務に対する源泉税の撤廃.....	53
4.9	税務調査のデジタル完結.....	53
4.10	電子帳簿保存法の要件緩和.....	54
4.11	インボイス制度の要件緩和.....	55
4.12	賃上げ促進税制の要件緩和.....	56
4.13	物価上昇、賃上げ等を踏まえた予算措置、価格設定.....	56
4.14	公的統計の調査票情報の活用促進.....	57
4.15	都道府県消防防災で整備する衛星通信ネットワークの選択範囲の拡大.....	58
4.16	携帯電話契約における本人確認ルールの緩和(法人にかかる本人確認の簡略化).....	59
4.17	携帯電話契約における本人確認ルールの緩和(本人確認手続きの省略).....	60
4.18	電通法消費者保護ルールにおける個人事業主の保護ルールの在り方の再検討.....	60
4.19	国内におけるドロップキャッチの罰則制定等.....	61
4.20	生活圏を意識した MAAS 提供網の形成.....	62
4.21	車両のマルチタスク利用.....	63
4.22	モビリティサービス推進のための情報の DX 化・オープンデータ化.....	64
4.23	金融機関向けマイナンバーカード利用促進施策.....	65
4.24	産業技術力強化法（日本版バイドール）に係る施策.....	66
4.25	新たな第三セクター方式によるガバメントスタートアップの加速.....	66
4.26	調剤外部委託の完全実現及びネット医薬品販売に特化した業態の容認.....	67
4.27	ラストワンマイルにおける自家用車運送の実現.....	68
4.28	レイズへのアクセス権の拡大等による不動産市場の透明性向上.....	69
4.29	クラウドゲーミングサービスの開発支援.....	70
4.30	海外向け販売の支援.....	70
4.31	VR ソフトウェアの開発支援.....	71
5	ダイバーシティ社会の実現.....	71
5.1	刑余者の更生保護に係るデータ基盤の整備及び社会復帰支援の推進.....	71
5.2	デジタルが生み出す「職」で障がい者の所得向上と社会参画.....	72
5.3	時間と切り離れた働き方・副業を可能とすることによる労働生産性の向上.....	73
5.4	CDR（CHILD DEATH REVIEW）の制度化.....	74
5.5	データ連携によるこどもや家庭に対するきめ細やかな支援の実現.....	74

1 デジタル基盤の整備

1.1 個人データ利活用における情報信託機能の活用促進と普及啓発について

【要望の背景・理由】

- GDPR やデータガバナンス法等、国際的なルール整備が進んでいる。DFFT の実現において日本国の制度がガラパゴス化しないよう、データ利用に関わる法制度やガイドライン、国家戦略を世界基準を踏まえて策定する必要がある。
- 国外では個人のデータ主権を確保する政策が講じられている。個人データに対する本人の権利拡充・強化を図ることで、企業が抱えこむデータを個人の意思で活用することが可能になり、国内のデータ流通・活用が大きく進む。
- 個人データ流通・利活用に係る制度や仕組みの検討は医療・健康、教育、防災等の「分野毎」に行われている。他方、総務省では「情報銀行」が生活者の委任を受けて個人データを仲介し、個人のコントロールビリティを確保することで、個人データの流通・利活用を促進するための検討が進められている。
- 分野毎に異なる制度が運用される場合、事業者はシステム構築や運用コスト、対応期間等の負荷が重なることで参入障壁が高くなり、消費者は乱立した制度について十分な理解を得ることが難しく、混乱や信用不安につながる懸念される。分野を横断した個人データの連携、利活用が阻害要因となりえる。

【要望内容】

1. データポータビリティ権の法制化による個人情報取扱事業者に対する個人データ流通促進
2. 個人データ流通促進のための「個人データに関する保護と利活用」の考え方の普及啓発
3. 分野毎に制度設計が進められている個人データ利活用に関する指針等の相互運用性を確保
4. 「情報銀行」認定制度の活用促進
 - 自治体からの委託により、個人データを流通させる事業主体に対して「情報銀行」認定取得を勧奨
 - 「情報銀行」認定取得事業者に対するマイナポータル API 審査の簡略化

根拠法令：個人情報保護法、包括的データ戦略、デジタル社会の実現に向けた重点計画

関連省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省、デジタル庁、内閣府、内閣官房

1.2 マイナンバーを利用した IT 基盤の構築

【要望の理由・背景】

- 現在のマイナンバーカードは、裏面にマイナンバーが記載されているため、厳格な安全管理措置が求められている。しかし、カードを預かり窓口で処理ができれば事務処理は効率化可能。専用ソフトを登録した一般のスマートフォンで処理できれば大幅な利用コストダウンが図れる。
- 免許証としての利用も想定されているが、道路交通法違反を処理するには警察官がマイナンバーカードの確認をする必要があるはずで、現在のカードデザインのままでは預かることができないので利用が困難になるのではと懸念される。
- マイナンバーと健康保険証との紐付けで、8 千件を超える誤処理が発生したと報道されたが、完全な紐付けのために多大な作業・コストが発生したものと推察。マイナンバーは 1 文字でも漏洩した場合に法律上の情報漏洩として扱うとの見解が特定個人情報保護委員会(現個人情報保護委員会)から示されているが、このために、本人に紐付けられた番号を本人に確認ができない(紐付けが間違っていた場合に情報漏洩事件になる)。住所情報を元に紐付け確認をすると不一致が多発するため、番号の下 4 桁で確認する方が効率的だ。
- マイナンバーカードには偽造防止のためにカード表面のイメージデータが格納されているとすることで、表面の番号印字や顔写真を無くしても番号の確認は可能のはずである。法律上もカードへの記載事項の全てが記録事項として求められている。
- 近年読み方が分かりづらい氏名が増えており、漢字の氏名がわかるだけで、ネット検索で容易に個人の関連情報を入手できるケースもある。クレジットカードのようにローマ字表記の氏名情報があった方が良い。パスポートのローマ字表記の氏名との統一は検討に値する。
- 今後のカードの高度利用を想定すると、カードの記載事項は、クレジットカードのようにローマ字表記の氏名と同姓同名の人がいる場合に誤処理が起こらないようにする情報(例：マイナンバーの下 4 桁)の記載が必要と考える。マイナンバーの下 4 桁は同姓同名者間で重複が起こり得るが、重複は発行側で検出できるはずで、枝番をつけるような対処でも回避可能と考える。
- 法律上はカードの記載事項と記録事項を同一にしているが、IC カードに紙のカードのような使い方を想定して制度設計したのではないか。不要な安全管理措置を強いる原因になっているので改善が望まれる。

【要望内容】

マイナンバーカードには、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事

項の記載と記録の両方が求められているが、記録のみを必須とし記載を省略したカード(ナンバーレスカード)も発行できるようにして頂きたい。

- 記載事項は、クレジットカードのナンバーレスカードのように、ローマ字表記の氏名、有効期限（クレジットカードは発行日）のみにすべき。
- マイナンバーは、下 4 桁と同姓同名者がある場合の枝番だけにしていただきたい。
- マイナンバーは識別子であり暗証番号ではないので普通に使えるべきであり、特定個人情報制度を廃止していただきたい。

根拠法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第二条第七項
規制監督省庁：デジタル庁

1.3 個人情報保護法 規制緩和のお願い

【要望の理由・背景】

我が国の個人情報保護法はガラパゴス化しており、GDPR と相互認証しているものの、差分を個人情報保護委員会のガイドライン（違反に対しては行政処分が可能であることをもって、enforce できるとしなくてはならない状態にあり、そのことも個人情報保護法の特異性を象徴している）で埋めるという手法を採用せざるを得ない状態である。

市場では防犯や見守り、マーケティング用途の属性分析などに、AI 顔認識技術を用いたシステムの要求が増えてきている。しかしながら、個人情報保護法の定義がこれらの用途拡大を推進するにあたり障害となっている。

【要望内容】

グローバルのビジネス展開をサポートするためには GDPR との差分を埋めていく必要があり、次回の改正時には以下の 2 点を組込むことを要望する。

1. 個人情報の定義を欧米に合わせていただきたい。
2. 利用や第三者提供について公衆衛生例外のような規定だけで対応することを求めている現行法に、「legitimate purpose」による利用や第三者提供を加え、GDPR と平仄を整えていただきたい。

根拠法令：個人情報保護法
関連省庁：総務省、個人情報保護委員会

1.4 介護保険、国民年金等における代理人マイナンバー紐づけ施策

【要望の理由・背景】

介護保険、国民年金等の手続きは、被介護者の要介護度の進行状況（認知症、意思表示能力の低下等）により、法定代理人（親、成年後見人）や任意代理人（肉親等、法定代理人以外のすべての代理人）による代理申請が必要となるケースが多い。

しかしながら、代理申請の手続きは、自治体窓口で様々な書類（被保険者のマイナンバーカード、代理人のマイナンバーカード（運転免許証、パスポート等も可）、委任状、戸籍謄本等）が必要であり、代理人にとって、事前の書類準備を含めて、負荷が大きい。

【要望内容】

現在、マイナポータルにより代理人が利用可能なサービスは 7 つ（やりとり履歴、わたしの情報、お知らせ、外部サイトへのお知らせ情報提供、医療費通知情報、外部サイトへの医療費通知情報提供、パスポート（旅券）申請）だが、介護保険、国民年金等の手続きには至っていない。

被介護者、代理人それぞれに紐づくマイナンバー、住民票、戸籍情報、死亡診断書（現在、デジタル庁様にて、死亡届・死亡診断書の電子的提出に関する課題整理中）等をデータ利活用することで、代理人による様々なデジタル手続きが可能となる（重複入力の省略可能）。

法整備とともに、代理人設定時の厳格化の仕組みを考慮しつつ、デジタル手続きの実証実験、及び、実用化の予算化を検討いただきたい。※健康時の代理人指定は、被介護者の安心安全にもつながる。

関連法令：民法

関連省庁：法務省、デジタル庁

1.5 政治資金規正法のデジタル化

【要望の理由・背景】

政治資金収支報告書の記載の過誤が発見され複数の国務大臣が辞任したり、検察が国会議員を聴取するというような報道が相次いでおり、政治資金に対する世論の不信感が高まっている。霞ヶ関は我が国随一のシンクタンクではあるものの、代替する政策案を提言できるようなシンクタンクは存在しておらず、政策策定のための調査や検討を積み重ねていくことが各議員に委ねられている現状に照らすと、税金を原資とする政党助成金や調査費などで十分に政治活動のための資金が賄えているとは良い難く、寄付や政治資金パーティ開催による資金集めも重要なものである。そのためには、国民に不信感を抱かれ得ないよう、政

治・政策活動のための資金を適正かつ透明性をもって集め、使途についても透明性を確保することが重要である。そこで、政治資金規正法を改正し、デジタルデータで政治資金の流れを補足できるようにすることによって政治資金規正法の目指すあるべき姿に近づけていくことを提言したい。

【要望内容】

政治資金に関する記録を以下の通り、デジタル化し透明性を図って頂きたい。

1. 政治団体に番号を付与し、政治団体間の収支については番号で管理する。また、収入についてはインボイス番号（法人等）またはマイナンバー（個人）で記録することを義務化する。
2. 政治資金収支報告書はデータで提出することを義務付ける。（総務省がデータベースを準備する）
3. 政治資金パーティ券の支払は金融機関の政治団体口座宛に購入者が直接支払うものとする。
4. 預金データと収支データについては 5 年間保存する義務を課す。
5. 年間の収入が 5,000 万円を超える政治団体については登録政治資金監査人による会計監査を義務化する。
6. 政治資金規制法の範囲内でおこなわれ、適正に政治資金収支報告書に記載された（報告書提出後に修正された場合を除く）、政党、議員を代表者とする政治団体間の寄付については適法に行われたものとみなす。
7. 収支報告書の収入未記載が判明したものは、収支報告書訂正と合わせ当該収入額に所得税を課税する。
8. 支出が政治活動以外のものであったことが判明した場合は、当該支出額に所得税を課税する。

根拠法令：政治資金規正法

1.6 デジタル化促進を阻害する規制・ガイドラインの変更

【要望の理由・背景】

ヒューマンエラーを補完する装置は、デジタル化社会実現のための方策の一つとして期待されている。

しかし望まれるデジタル化とは人の判断や確認に頼らないプロセスへ改善していくことであり、それを阻害する規制やガイドラインは適切かつ柔軟に修正変更すべきである。例えば、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン(令和 4 年 12 月 20 日)では、

「降車時確認式」、「自動検知式」の 2 種類の方式の装置について要件が定められた。この 2 方式はいずれも運転手等の確認が主で、装置は補完であるという考え方が前提となっている。

真のデジタル化社会を推進するために現行ガイドラインの変更が必要である。痛ましい事故の記憶が風化する前に、デジタルの力を正当に活用した施策を推進することによって子供の命を守り、社会課題の解決につなげたい。

【要望内容】

現在、デジタル行革で進めているアナログ規制 7 項目の見直し（①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面提示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧）の原則を新たに作るガイドラインにも適用するものとして、人間による確認漏れを防ぐことができるような仕様としなければならないことをデジタル庁から全庁宛に通達を出し徹底することを提言する。

参考) 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン
送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリスト

関連省庁：内閣官房、デジタル庁

1.7 データセンターの国内立地化・地方分散化・再エネ化支援

【要望の理由・背景】

政府は、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(2023 年 4 月)や「デジタルインフラ(DC 等)整備に関する有識者会合中間とりまとめ 2.0」(2023 年 5 月)等にもあるように、国のデジタル基盤の要となるデータセンター(DC)の整備を積極的に打ち出し、5 年程度で十数か所の地方拠点を作るための補助事業も行われている。しかし、DC の国内立地化・地方分散化・再エネ化を推進するには、以下の課題がある。

- 建築資材不足：海外に比べ高額であるところ、為替の影響で更に値上がりしている。また、コロナ禍、東京五輪、大阪万博の影響もあり、供給量自体が不足しがちである。
- 電気不足：ランニングコストの大半を占める電気代は米国の 2～3 割高であり、再エネ由来の電気代は更に高額。また、戦争及び為替の影響を受け、供給量が不安定である。AI 導入やサーバの性能向上により、電力消費量は増加の一途であり、ひっ迫した状況にある。
- DC 運営人材不足：中長期に渡り DC 運営を支える若い人材が不足。DC 運営上の技能を身に着ける教育の場もない。

- 候補地不足：DC 建設の候補地は、標高差がなく広い土地であり、複数の電力供給網を持ち、安定的な天候である等の条件を満たす必要があるが、こうした土地は非常に少ない。戦略的に候補地を造成することが肝要である。

【要望内容】

1. 建設資材や電力の安定供給を可能とする環境整備
2. DC 運営人材育成への支援
3. 国内 DC 投資促進税制の創設：DC 投資を行っている企業の対象設備について、法人税 5～10%減税または特別償却 30～50%の優遇策
4. 再エネ電気調達に係る財政・税制優遇措置：RE100 企業¹への税制優遇策、再生エネ由来の電気調達に係る補助

関連予算：総務省「データセンター・海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/digital_infrastructure/index.html

経済産業省「データセンター地方拠点整備事業費補助金」

<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2023/k230922001.html>

関連省庁：総務省、経済産業省、環境省

1.8 国内パブリッククラウドサービスの推進と純国産 SNS の開発

【要望の理由・背景】

- パブリッククラウドサービスの利用状況において、純国産のサービスが普及しておらず、海外企業に頼っている状態が継続している（例：AWS・Azure・Google Cloud・IBM Cloud 等）。
- 海外企業のサービスに頼る＝外部環境の影響（価格変更、サービス変更、終了等）を受けやすい可能性がある。
- 情報漏洩、ハッキング等のリスクヘッジが行われていない（SNS）。

【要望内容】

1. 国内パブリッククラウドサービスの推進（国と企業が連携）

¹ RE100：The Climate Group と CDP が運営する企業の再エネ 100%を推進する国際ビジネスイニシアチブ
<https://www.env.go.jp/earth/re100.html>

2. 純国産 SNS の開発、推進を行い、リスクヘッジを行う

関連省庁：総務省、経済産業省、デジタル庁

1.9 未来への投資としてのデジタル関連予算の拡充

【要望の理由・背景】

- デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向の DX を推進していると認識している。しかし、現在の政府のデジタル政策の方針は下記、「令和 5 年第 15 回経済財政諮問会議(令和 5 年 11 月 28 日)」資料からの引用の通り、コスト削減に重点が置かれすぎている印象がある。
 - 『「令和 6 年度予算の編成等に関する建議」(財政制度等審議会)のポイント』鈴木俊一議員(財務大臣)提出資料からの抜粋
 - 政府のシステム予算について、デジタル庁が統括監理や一括計上の枠組みを用いて、更なる効率化やコスト削減に努めるとともに、予算の総額をコントロールするための目標を設定する必要。
 - 地方公共団体のガバメントクラウド活用について、コスト削減に向けた検討をデジタル庁がさらに進めるとともに、その削減効果やコスト削減以外のメリットをわかりやすく示し、地方公共団体がガバメントクラウドを利用する合理性を丁寧に説明していくべき
- デジタル政策にはこれらのコスト削減の観点も重要だが、同時に、社会を変革しより豊かな未来を作り上げていくため、未来への投資の観点に、より重点を置くべきと考える。

【要望内容】

近年では、次年度予算の概算要求において、対前年度比 10%削減した分、新たな成長推進枠としてその 3 倍(対前年度比 30%)を要求することが認められているが、デジタル化関連予算については、社会的なアウトプット・アウトカムが高いものに限り、より多くの予算要求を認めてはどうか。

IT サービスに関する政府官公庁／自治体マーケットの状況を調査すると、ベルギー、カナダ、スウェーデン、フィンランド、ドイツ、米国、スペイン、英国、オーストラリア、日本の比較において、2017 年を 100%とした場合、日本が最下位となっているデータもある。各国が関連予算を増加し、市場や取組みが拡大している状況において、日本が遅れることが無いよう、十分な予算確保のもと適切な投資を提案する。

規制監督省庁：デジタル庁

1.10 官公庁が発注する大規模システムの構築に地方 IT 企業が参画する仕組みの整備

【要望の理由・背景】

現在の入札制度では、資格要件、支払要件などが厳しく、結果として中堅・中小企業、地元企業の市場参入が難しい。2023 年 3 月にデジタル庁情報システム調達改革検討会より開示された「デジタル庁情報システム調達改革検討会 最終報告書 簡易版」によると、中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大を実現するための取り組みとして、「技術力を有する多種・多様な企業の参入円滑化」および「DMP 導入検討」が計画されている。これにより、透明性、競争性などが向上され、中小を含めた多くの企業の参入障壁は下がることが見込まれる。またベンダーロックインの排除についても計画されており、企業が公平に入札に参加できるようになることが期待される。しかし、中堅・中小企業、地元企業の参入チャンスを増やすためには、今の計画に加え、より中小企業の現状に寄り添った施策が必要と考える。

【要望内容】

- ① 中小企業が連携して受注する仕組み作り
JV 制度及び JV での入札が容易になり加速されるような入札資格制度の見直し。
 - ・ JV での入札資格取得を可能とする
 - ・ 首都圏と地方企業での JV を推奨し、その取り組みに補助金制度を設ける
- ② 完全競争入札ではなく、地元及び中小企業に発注枠を設ける
- ③ 完成検収後決済ではなく、工事進行基準に準拠しフェーズ毎の検収を可能にし、支払いも検収に合わせて実行する
- ④ 開発期間中の政府融資制度などを創設する

根拠法令/関連予算/関連税制：地方自治法施行令第 167 条の 5

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省、総務省、デジタル庁

1.11 入札公告期間の十分な確保／政府調達の期間設定について

【要望の理由・背景】

- ・ 情報システム調達に関しては「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ）に基づき、規模に応じた調達期間等が設定され運用されていると認識している。また、これら申合せのレビュー及びフォローアップを行うため、政府調達の自主的措置に関する関係省庁等会議が開催され、今後の政府調達の運営に関する取り組みについて議論されている。
- ・ 上記においては、提案事業者に必要な準備期間が確保されるよう、調達期間は入札

公告の日から入札書受領まで 50 日の期間を設けることとされているが、以下のような場合があり、人材に限られる中堅・中小企業には特に対応が難しい状況となってしまう危惧がある。

- ✓ 政府調達においては、大型連休前（年末やお盆前）に入札等が公示され、連休明けに締切が設定されることがある。そのような場合、事業者としては提案準備や入札準備期間の確保が難しく、提案品質を低下せざるを得なかったり、本来休暇となるはずの期間を使って準備をしなければならないことがある。
- ✓ 入札公告期間中には疑義照会の期間が設けられているが、照会に対する発注者からの回答が入札期限直前に開示され、提案事業者としては回答を受けてから非常に短い期間での提案内容や見積内容の修正に対応しなければならないことがある。
- また、現在調達手続の合理化を図るため、事業者が不要と認めた場合の意見招請の省略や、期間の短縮についても検討されていると認識している。手続の合理化については柔軟な調達の実現のためにも必要な取組と考え本検討には合意するが、上記事項についても併せて考慮することで、より品質の高い提案の実現、働き方改革やワークライフバランスの実現が可能になると考える。

【要望内容】

調達手続の合理化の取組みと合わせ、提案品質の確保、また、政府でも推進されている働き方改革やワークライフバランスの観点から、調達の期間設定(入札公告～入札期限)につき、事業者の準備期間が十分に確保されるよう検討いただきたい。

1. 入札公告期間を営業日換算にする
2. 入札公告期間についても意見招請等で事業者から意見を招請した上で決定する
3. 予定していた疑義照会回答日を超過した場合、入札期限を延伸する

根拠法令：「政府調達手続に関する運用指針」（平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ）

関連省庁：内閣官房、デジタル庁

1.12 再委託手続について

【要望の理由・背景】

- 現在の政府調達案件は、「契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－〈結果に基づく勧告〉」（平成 26 年 1 月 28 日、総務省行政評価局）等に基づき、不適切な再委託等が行われることを防止するため、再委託

等に関する事項（禁止事項、承認手続等）について、契約書等において適切に設定すること、再委託等の承認に係る審査について、適正に実施することが進められている。

- また、「デジタル庁情報システム調達改革検討会 最終報告書」（令和 5 年 3 月 10 日 デジタル庁）情報システム調達改革検討会内（令和 5 年 2 月 6 日）では、システム調達における再委託比率制限の撤廃や緩和について、“中抜き”を防止するような再委託に関するガイドラインを整備すること、中小・スタートアップ企業等との直接契約を増やす環境を整備するまでの当面の対応として、中小・スタートアップ企業等の役割分担を明確にし、参入障壁になっている事務手続きや法的リスク（損害賠償の上限がない契約）を委託元が担うことを前提とした再委託を活用することが記載され、取組みが進められている。
- これらの取組みの通り、適切な再委託に関するルールの整備、その活用は質の高い情報システムの整備にとって重要である。
- 一方、再委託に関する実際上の運用としては、事業者が落札、契約後、定められた手続きに基づき、承認を得て、契約事業者は再委託先との契約を行い業務に着手する。そのため、再委託先の業務着手には一定の期間が必要な状況となっている。また、万が一、契約後の再委託先承認の手続きが認められない場合、契約履行に重大な危惧が生じる状況となってしまう。

【要望内容】

再委託先に関する適切でスピーディーな運用を進めるため、「入札公告後、入札までの間において、事業者側から再委託先候補の届け出があった場合、仮承認審査を行い、再委託を行う旨が仮承認される」プロセスを検討いただくことはできないか。

本対応により、事業者は再委託先との手続きを早期に進めることが可能となり、実作業も早期に着手、より余裕のある期間の確保が可能になる。また、上述の報告書で言及されている、中小・スタートアップ企業等の再委託としての参画も、そのハードルや不確実性を下げることが可能になると考える。

1.13 技術的対話による企画競争参加へのインセンティブ導入

【要望の理由・背景】

2020 年度から施行されている政府調達における技術的対話による企画競争について、約 120 日にも及ぶ調達検討に参加したにも関わらず、採用されなければ調達対応に投資したコストがすべて事業者の負担となり、特にこのような負担をすることが難しい中堅・中小企業やスタートアップ企業の参加への意欲を阻害する要因の一つとなっている。

【要望内容】

事業者が政府調達に参加するハードルを下げるために、事業者に対して調達対応に発生する工数分を直接報酬として支弁する制度を導入いただきたい。

具体的には、技術的対話相手に指名された場合は官庁からの指示内容に対して工数を提示し、双方合意の上、官庁から事業者に報酬が支払われる等の対応を検討いただきたい。

関連法令：デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）

規制監督省庁：デジタル庁

1.14 付加価値を評価する評価基準や契約形態について

【要望の理由・背景】

- 現在の政府調達では、「完全定額契約」(FFP:Firm Fixed Price)が主流であり、SLAのように基準とペナルティは設定されているものの、高いパフォーマンスを発揮したもののや付加価値を創出した取組みへのインセンティブは設定されていない。
- 一方、デジタル庁「情報システム調達改革検討会」の最終報告書²でも言及されるアジャイル開発等においては、疎結合なマイクロサービスを活用する等、開発段階から、構築後の柔軟なサービス改善や利用者の体験価値向上等を意識することが重要となる。同じ要求仕様に対しても、実現方式によって将来的に創出できる付加価値に差異が生じるが、このような付加価値創出に対して、評価する枠組み・指標は十分に整理されていないと認識している。
- 上記のような付加価値の向上に繋がる取組みを評価・促進する仕組みとして、米国の政府調達では、過去にPBA(Performance Based Acquisition)を適用。PBAではインセンティブの基準として“パフォーマンス”、“納期”、“過去のパフォーマンス”等が設定されている。

また、現在ではGSA(米国調達庁)が示す指針「Digital Service Handbook」では、「Develop metrics that will measure how well the service is meeting user needs at each step of the service」と付加価値を向上させるための指標整備が推奨されている。

国内では、防衛省が2023年度より、納期管理で成果を出した企業に対しインセンティブを与え、営業利益として最大15%上乗せする取組みを適用している。

² デジタル庁情報システム調達改革検討会 最終報告書(本文)

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d7917b18-7475-4b60-9199-ff252a463ce2/7687b5eb/20230206_meeting_procurement_reform_outline_02.pdf

- 日本の IT システムに関する政府調達においても、①従来の入札価格と技術点という評価軸だけでなく、構築するシステムによって創出できる付加価値を示した提案を高く評価すること、②契約形態においても事業者システム構築後も改善を促すインセンティブを設計することを通し、継続的にシステム/サービスを進化させる仕組みを整備すべきではないか。これらの取り組みによって、政府調達にまだ参画したことがない企業に対しても、政府調達案件のビジネスとしての魅力が向上し、多種・多様な企業の参入を促すことが可能になると考える。

【要望内容】

受発注者の双方にとって利のある関係性を強化すべく、従来の入札価格と技術点という評価軸だけでなく、構築するシステムによって創出できる付加価値を示した提案を高く評価すべき。あわせて、SLA 等のペナルティの設定だけでなく、事業者システムに付加価値を生み出すシステムを構築・改善する動機付けを行うべく、契約形態において CPIF (Cost Plus Incentive Fee Contract) のようなインセンティブを考慮すべき。

根拠法令：デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン（調達関係省庁申合せ）

関連省庁：デジタル庁、総務省

1.15 中央省庁におけるクラウド型電子契約の利用推進

【要望の理由・背景】

- 令和 2 年 12 月 4 日に契約事務取扱規則が改正され、中央省庁の契約にクラウド型電子契約が利用できるようになった。それを受けて内閣府規制改革推進室が「会計手続におけるクラウド型電子署名サービスの活用に当たっての考え方」（令和 3 年 2 月 2 日付け内閣府規制改革推進室事務連絡）を各府省庁宛てに発出し、「立会人型電子署名サービス（以下、「クラウド型電子署名サービス」という。）の利用が、民間事業者の間で広がりつつあり、利便性向上の観点から、行政機関における契約手続での活用が求められている。」とされた。
- にもかかわらず、中央省庁においてクラウド型電子契約は未だ利用されていないものと思われる。（なお、一方で地方公共団体ではクラウド型電子契約は急速な広がりを見せている）
- この状況により、以下のデメリットが想定される。
 - 契約書（紙）の郵送または持参の手間や、紙での管理の手間などの負担が、中央

省庁と契約相手の双方にかかること

- 地方公共団体及び民間事業者のデジタル化に対する中央省庁のデジタル化の遅れ

【要望内容】

1. 内閣府事務連絡において要請した内容のフォローアップを行い、中央省庁自らが範となつて契約事務のデジタル化を推進していただきたい。
2. フォローアップ後には、どういったケースで GEPS の電子契約またはクラウド型電子契約を利用すべきか、職員が迷うことのないよう、中央省庁で締結されている契約の類型ごとに利用することができる電子契約を整理した通知等を発出していただきたい。

関連法令：内閣府「会計手続におけるクラウド型電子署名サービスの活用にあつての考え方」（令和 3 年 2 月 2 日付内閣府規制改革推進室事務連絡）、財務省 契約事務取扱規則 28 条 3 項

関連省庁：内閣府、財務省

1.16 デジタル完結のための特定創業支援等事業支援証明書の電子交付

【要望の理由・背景】

産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」における「特定創業支援等事業」による支援を受けた者は、会社設立時の登記にかかる登録免許税の特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」軽減の優遇措置を受けることができる。当該措置を受けるためには、市区町村が発行する「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を法務局に提出することが必要になる。

現在、会社法人登記にあつては、公証人への定款認証嘱託も法務局への登記申請もはんこレス・ペーパーレス、オンライン完結で行うことが原則として可能であるが、上記「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」は市区町村から紙の書面で交付されるため、結果的に優遇措置を受けようとする場合には登記申請のデジタル完結・オンライン完結ができない。

【要望内容】

1. 産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」の認定を受けた市区町村は、「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を電磁的記録で作成し、市区町村長の電子署名を付して交付するものとする
2. 当面の間の代替措置として、現行の取扱いにより「特定創業支援等事業による支援

を受けたことの証明書」が書面で交付されてしまった場合には、当該書面をスキャナーで取り込んで作成した電磁的記録を、別途電子署名を付することなく添付書面情報として送信できるようにすること

関連法令：租税特別措置法 第 80 条第 2 項、租税特別措置法施行規則 第 30 条の 2 第 4 項、産業競争力強化法 第 42～46 条、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則 第 7 条

関連省庁：総務省、デジタル庁、経済産業省（産業競争力強化法）、財務省（租税特別措置法、登録免許税法）、法務省（商業登記法）

1.17 中小自治体の「システム標準化対応計画」策定支援事業

【要望の理由・背景】

「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（2022 年 10 月）にて、対応期限とされている令和 7 年（2025 年）度末までの実行計画は、同規模の他自治体の事例を分析し、個別適用できる人材が必要となるが、中小自治体の中で今から人材育成する事はかなり難しい。そのため、外部人材の適用および人材育成の外部委託を制度化し、その調達を容易にすることが望ましい。

※一時的に外部人材を活用するが、継続的な IT リテラシー向上にて、IT 人材の「内製化」を長期的目標に掲げることが条件。なお外部人材の要件は、IT コーディネータまたは IT ストラジストの資格を持ち、自治体支援の経験者であることが望ましい。

【要望内容】

自治体の現状分析、国の標準化の方向性と先行事例をもとに、外部支援人材と最適な「自治体システム標準化対応計画」を作成する事業の新設を要望する。

<コーディネート例>

1. 標準業務テンプレートによる現状分析（データ保管状態含む）
2. 標準化移行案の作成（期限内移行と遅延部分のフェーズ分け含む）
3. 自治体の予算処置（概算）
4. 移行パートナー（継続性を考え、地元 SI ベンダーを優先）の選定
5. キックオフ支援、モニタリング&コントロール支援（月 1 回等）

【予算】

支援を実施する人材の育成費と実際の支援費用を計上。支援人材の育成については、すでに自治体業務に対して、知見のある人材（IT コーディネータや IT ストラジスト等）を対

象としているので、スキームや支援手順等の共通理解を深めるセミナーのみを開催（0からの育成は期間的に不可、ほぼ e-ラーニングで対応）

- 支援人材育成費：育成コンテンツ作成、受講管理ほか：1 千万円
- 支援人材費：30 億円(1500 自治体の 40% = 600 自治体×500 万円)
- 事務局費(大手シンクタンク等を想定)約 3 億円（約 10%）
- 基礎数：中小自治体数：1500(人口 10 万人以下)、必要な支援人材数：200 名(1 名平均 3 自治体を同時期支援)

関連省庁：デジタル庁、総務省

1.18 自治体 DX 推進のための産学官連携「自治体 DX 推進組織」への助成

【要望の理由・背景】

デジタル社会形成基本法において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。しかしながら、自治体、とくに地方部において DX を推進する人材を確保する体制を整えることは困難であり、自治体 DX の推進に遅れが生じている。また、DX の推進は行っているが、成果として表れていない、評価もできていない状態の自治体も存在する。

さらに、デジタル庁が進める「地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下、標準化基本方針）」によると、自治体の標準準拠システムへの移行が定められているにもかかわらず、データの共通化ができていない、IT ベンダーのリソースが不足して対応できない、予算が確保できない、等の理由により、標準化基本方針で 2025 年度末としていた移行期限の一部先送りが決まり、移行できていない自治体の住民は適切なサービスを利用できず、住民間のデジタル格差が生じてしまっている。これらの自治体は地方部のみならず、都市部についても一定数存在する。

【要望内容】

産学官連携「自治体 DX 推進組織」の設立および運営に対する助成

各自治体における現状把握、課題の発見と解決に繋がる客観的な分析、継続的な調査、問題解決および情報の共有を実施し、自治体の DX ならびにシステムの共通化を推進するための産学官連携組織「自治体 DX 推進組織」を設立する。この結果、各自治体がデジタルを活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、データを最大限活用し、官民の理解から相互の業務を効率化することにより、あらゆる国民が生活の利便性を向上させ、安全・安心を前提とした多様な幸せが実現できる社会を目指す。

根拠法令：デジタル社会形成基本法、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

関連省庁：デジタル庁、総務省、文部科学省

1.19 中小自治体の業務における IT サービスのランニング費用の支援

【要望の理由・背景】

地方公務員の不足が深刻化し始めている。自治体業務の大半が職員でなくてもできるノンコア業務に費やされているが、これを減らし、公務員にしかできないコア業務へのシフトが求められる。また、令和 7 年のシステム標準化移行の準備やデジタル田園都市国家構想によるデジタル実装が進む中、中小自治体において、システム導入や BPR に消極的・余力がない現状がある。更に、デジタル実装をしてもその後の活用が進まず、費用対効果が得られない、ランニング費用(IT サービスの利用料や保守料)だけがかかる、あるいは費用対効果に見合わないためデジタルツールの導入・運用に踏み切れない等の課題がある。以下に、具体的な課題・原因を挙げる。

1. デジタルツール導入が先行するが、利用業務の選定や BPR がされず活用が進まない。
2. 業務や住民サービスのデジタル化に対して現場職員の意識が醸成されていない。
3. システム/サービス導入のための予算化・費用対効果算出において、正規職員人件費の削減分の費用が適正に評価されず導入に踏み切れない。例として、業務効率化のための SaaS 活用効果の算出において、会計年度任用職員の業務量はコスト換算されるが、正規職員の業務量がコスト換算されない。この背景に、人員は減らせないという考えが根強いこと、行革の取組みで業務量を削減すると、その分人を減らされたという前例による苦い経験が根付いていることがある。
4. 単独導入が難しい小規模自治体において共同利用を検討する際、導入効果（住民の利用率向上、庁内での対象業務拡大等）が十分に得られるまで数年かかるが、利用を継続するためのランニング費用の維持が困難。

【要望内容】

- 課題 1・2：昨年度要望のシェアード CIO 機能による標準化・共同利用に向けた BPR の推進が必要。また、複数自治体がノンコア削減のために共同利用・共同 BPO に取組みやすいよう、要望を集約できる場を国として用意する。同一意見が集約できた場合、要望した自治体が共同調達により低コストで共同利用・BPO できる仕組みを提供することを要望する。

- 課題 3：ノンコア業務を減らし、空いた時間を住民サービスのための時間に変えるという考え、そのために職員人件費も含めた TCO(Total Cost of Ownership)・フルコストで投資効果を試算すること(民間のコスト試算の考え方を取り入れる)を自治体に根付かせる。推進方法の例として、国が自治体に出す公募にて TCO・フルコストで試算する考えを加点。
- 課題 4：共同利用を始めた自治体において、ランニング費用を時限付きで補助する制度を要望。具体的には、業務への定着・活用が進み、改善効果が得られる等、システムが必要不可欠と認識されるまで(人件費削減分とランニング費用が釣り合う状態になるまで)の 2～3 年の期間に補助する制度。

関連省庁：総務省、デジタル庁

1.20 府省庁の業務執行プロセス全般のデジタル化促進

【要望の理由・背景】

現状では、ほとんどの政府の業務はシステム化が進められており、新規システム化よりも更新が中心となっている。このような更新の機会において、デジタル技術を活用すれば、より利便性が高まる等が可能であっても、従来からの法令に基づく必要があり、対応できないことがある。

【要望内容】

上記の状況に対して、従来の法令が果たして、現状においても適切なものか、デジタル庁からデジタル技術の観点に基づき、法令改正を働きかけることができるよう、デジタル規制改革推進の一括法を改正してはどうか。

現在のデジタル規制改革推進の一括法で対象とするアナログ規制、行政手続き等に加えて、府省庁の業務執行プロセス全般についても法令レベルからデジタル適合検討が可能となるよう提案する。

関連法令：デジタル規制改革推進の一括法 等

規制監督省庁：デジタル庁

1.21 行政におけるアナログ的業務・慣習の見直し

【要望の理由・背景】

デジタル臨時行政調査会等において、押印や対面での確認等、法令によって明文化された規制についての改革が進められた。一方で、以下に代表される、行政のアナログ的業務・慣

習が残っていることにより、民間事業者の労働環境の毀損、業務効率化の阻害、環境負荷につながっている。

- ✓ 事例 1：調達における提案書の紙ファイルでの授受
評価用の副本を含め、数百ページに及ぶ紙ファイルの複数部提出が求められる場合が多く、印刷・製本、運搬等に手間を要する
 - ✓ 事例 2：納品物の紙や CD-R 等での授受
物品の作成、授受、保存、廃棄等に工数がかかり、かつ、非効率
- 上記にとどまらず、デジタル臨時行政調査会にて取り上げられなかった慣習にまで踏み込んだ議論が必要と考える。手間・保管コスト削減のみならず、情報の検索性の向上（業務効率化）やサステナビリティ推進の観点からも、デジタルファーストでの改革をより一層進めるべきである。

【要望内容】

提案書や納品物の授受をデジタル化する等、行政手続以外の慣習の見直しに向け、デジタル行財政改革会議における「規制・制度の徹底的な見直し」の対象への追加を検討いただきたい。

関連法令：令和 5 年 10 月 6 日閣議決定「デジタル行財政改革会議の開催について」

関連省庁：内閣官房（デジタル行財政改革会議）/各府省庁

1.22 府省庁検索システムの利便性向上

【要望の理由・背景】

- オンライン行政サービス、特に各種の府省庁検索システムは民間企業が業務を履行する上で必要不可欠なものであり、絶え間ない利便性の向上が望まれる。この点については、政府においても、デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023年6月9日）の「第 3-2 4.産業のデジタル化(2)事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組」、「③民間事業者に対するオンライン行政サービスの充実」において、「（略）遠隔での申請手続の簡素化の観点から、利用者目線での事業者支援サービスの充実を図る」ことを掲げているところ。
- 民間企業の利用が想定される中央省庁からの公開情報や資料について、情報提供の速度や UI の改善、ユーザー向けの公開形式の刷新やデータの API 連携等、民間企業が業務を履行する上で障壁にならないような環境整備に政府全体で取り組んで行く必要があると考える。上記環境整備の推進のため、中央省庁からの公開情報に関して、ユーザーフレンドリーを念頭に置いた情報の粒度や公開までの速度、公開形式の

標準化が必要なのではないかと想定しており、府省庁共通のガイドライン策定の必要があると考える。

- 具体例として、例えば、国税庁サイトの「法人番号公表サイト」は、情報の反映が法人番号の指定から 3 営業日と迅速であり、かつファイル形式でのダウンロード機能や Web-API 連携機能も搭載される等、ユーザーフレンドリーな行政検索システムの好事例と言える。一方で、府省庁検索システムの中には、情報の反映が数か月先にしか検索システムに反映されない、また、ダウンロードがエクセルファイル形式のみ等、民間企業が各種業務を履行するに当たって、鮮度や情報量が不十分であるものも存在するため、政府全体で利便性の向上が求められる。

【要望内容】

1. 国税庁の「法人番号公表サイト」を好事例として、府省庁の各種検索システムの利便性を向上させていただきたい。
2. 府省庁全体の情報内容および公開形式統一化のため、ユーザーフレンドリーを念頭に置いた、フォーマットや情報の粒度感、API 連携の整備等の水準を定めるガイドラインの策定をしていただきたい。

根拠法令：デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023 年 6 月 9 日）第 3-2 4.産業のデジタル化（2）事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組 ③「民間事業者に対するオンライン行政サービスの充実」

規制監督省庁：デジタル庁

1.23 地方公共団体における押印電子化の促進

【要望の理由・背景】

- デジタル田園都市国家構想やデジタル庁の重点計画では、我が国がデジタル化を強かに推進するという方向性が示されており、行政手続きにおいてもデジタルを活用し業務効率化や負担軽減、利便性向上を図ることが目指されている。そのため、書面や押印の見直し・廃止も日本社会における重要な課題の一つと考えられる。
- 押印見直しについては、令和 2 年に内閣府より「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示され、令和 4 年に閣議決定された「規制改革実施計画」においても、地方公共団体の現場では「慣行的に押印が求められているとの意見」があり、「国における押印見直しの趣旨が現場レベルでも徹底されるよう必要な措置を講ずる」とされている。
- IT 業界では、社員の在宅勤務比率の高さを踏まえた業務効率化や、コスト効率化、

紙の使用量削減等を目的に押印電子化を進めている企業が多いが、地方公共団体との契約では電子化が進んでいないケースが散見される。実際にある企業では、地方公共団体との契約のうち約 99%が未だ物理印を求められており、件数減少の兆候も見られないとの声もある。その理由としては、制度的な障壁というよりも、これまでの慣習やシステム導入・活用状況等が起因していると考えられる。

- また、東京都が公表しているシン・トセイ ダッシュボードにおいて、令和 5 年度第 2 四半期時点で行政手続の押印廃止は約 6 割にとどまっていることに鑑みると、こうした状況は、あらゆる業界・産業においても同様と考えられる。押印電子化を促進することで、社会全体の便益向上が図られるうえ、地方公共団体においても行政サービスの効率的・効果的な提供に資すると期待される。

【要望内容】

1. 地方公共団体における押印見直しについて、現場レベルでの改善は道半ばであると考えられることから、社会にデジタル対応が根付くまで、国によるきめ細やかなフォローアップを要望する。
2. 具体的には、「地方公共団体における押印見直しマニュアル」や「規制改革実施計画」の公表後、現場での押印見直しがどれほど進んでいるかを調査したうえで、物理印が未だに残っている場合は、その理由や課題を洗い出し、必要に応じ国による支援や補助等を検討することが考えられる。また、定量的な効果も含めた好事例の横展開も効果的と想定される。
3. 現在、デジタル庁では、テクノロジーマップの公表や RegTech コンソーシアムの開始等、アナログ規制の見直し等が進められており、デジタルの社会実装に関する一層の社会的機運が高まっている。社会におけるデジタル実装の一環として、電子押印化についてもより一層の推進を図ることが望ましい。

根拠法令：地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和 2 年 12 月 18 日）、規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日）

規制監督省庁：デジタル庁

1.24 災害時の避難所等に資する施策

【要望の理由・背景】

災害に係る事務は、自治体の所掌事務となっているが、自治体の規模や財政状況等によって、デジタル化に差異が生じる実態がある。特に災害はいつ発生するかが予測困難であり、自治体の配備の状況次第によって、住民にとっても大きなリスクとなるものと想定される。

全ての住民に対して最低限の安全を確保するために、当連盟が前年度提出した政策要望「防災・災害対応の DX における地方の産学連携」に加え、国、都道府県、自治体間の連携促進が必要であると考えます。

特に、災害時の避難所については、住民にとってのユニバーサルサービスとして、早期にデジタル化を促進する必要があります。避難者の状況からニーズを捉えるスマホアプリや、避難所の状況を把握するセンサー、避難所の開設を行うデジタル鍵等については、住民の生命や財産の保持に資する重要な仕組み（システム）であると考えます。

【要望内容】

国（デジタル庁）や都道府県が有事に備えてあらかじめシステムを整備し、発災後に即時、国や都道府県からシステムの提供を受け、自治体がシステムを利用して中断なく業務を行い、費用は後払い等で清算できるような制度を作ることで、災害対応力の底上げができると思えます。

あわせて、災害情報等の共有の促進につながるデータの標準化を実施すべきです。

関連法令：災害対策基本法

関連省庁：デジタル庁/内閣府防災、都道府県、自治体

1.25 防災・災害対応の DX における地方の産学連携

【要望の理由・背景】

日本各地で自然災害が頻発しており、防災意識を高める重要性が増している。物理的な対策に加え、IT による情報伝達、情報収集などが不可欠である。

防災や災害対策分野における DX が進められているが、地域ごとに特性があり、画一的な IT 化だけでは補え切れない部分がある。防災の歴史を顧みると、世代を越えた、地域特有の知識の蓄積や活用、地域コミュニティでの情報共有が有効だとされている。

【要望内容】

地域の知見が十分に活用されるよう、各地域の情報産業協会と大学を連携させ、産官学での実験的な取組みの繰り返しで防災分野のデジタルトランスフォーメーションの精度を高める施策が望ましい。地域の IT 産業が、地域の知の拠点である大学と連携し、その土地の防災の知見と情報技術とを融合させた防災 DX を進めることを支援してほしい。

1.26 AI 活用に向けた自治体等のデータ整備のガイドライン策定

【要望の理由・背景】

業務効率化や生産性向上のためには、AI 活用が不可欠であり、データ整備が必要と考え

る。

「ChatGPT」等の生成 AI が盛り上がりを見せ、普及・活用検討が進んでいる。AI による画像認識や OCR 等の技術は日進月歩だが、現時点では、縦書きや図表を伴う文書などは、AI が適切かつ容易に処理することが難しいケースがあり、AI 活用の課題のひとつである。政府等保有データについては、マシンリーダブルな形式への変換、データ提供ルールの整備などの方針が示されている（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局「AI 学習データの提供促進に向けたアクションプラン」）が、自治体等において日々作成される文書等のデータについても、同様の指針が示されることが望ましいと考える。

【要望内容】

自治体等において、組織内の保有データを用いた AI 利活用を促進するためには、マシンリーダブルな形式によってデータが整備されることが望ましい。各組織においてデータを読み込み、学習させることで、組織に特化した AI モデルの利用が可能となり、業務の生産性やサービス品質の向上が期待できる。自治体等におけるデータの作成・整備を促進するため、ガイドラインの策定を検討いただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：官民データ活用推進基本法

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

「AI 学習データの提供促進に向けたアクションプラン」

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、総務省、内閣府

1.27 国産の AI 基盤モデル（LLM 等）の利活用促進

【要望の理由・背景】

現在、大規模言語モデル（LLM）をはじめとする AI 基盤モデルについて、豊富な資金力や莫大な計算資源を有する米国のビッグテックを中心に、技術やサービスの開発に向けた激しい競争が繰り広げられている。

日本でも、OpenAI 社「ChatGPT」等の活用が進みつつあるものの、開発に用いる学習データセットに依拠する文化的・言語的な偏りなどの課題や、経済安全保障や国内産業育成、国際競争力確保などの観点もあり、AI 基盤モデルを日本国内で開発・整備することを目指す動きがある。具体的には、情報通信研究機構（NICT）による AI 学習用の高品位な日本語データセットの整備や LLM 開発のほか、研究機関や私企業による大小さまざまな AI 基盤モデルの開発が進められている。

AI 基盤モデルの国産化の重要性については、自民党 AI-PT「AI ホワイトペーパー」（2023 年 4 月）等で経済安全保障や国内産業育成、国際競争力確保などの観点か

ら課題認識・提言が示され、政府においても国家プロジェクトとして種々の取組みが始まっている（内閣府 SIP/BRIDGE、経済産業省/NEDO の GENIAC 等）。その成果物として日本の研究機関や私企業による特色ある国産モデルやその開発のための知見が蓄積されていくものと期待する。

【要望内容】

地方公共団体を含む官公庁における国産の AI 基盤モデルの積極的な利活用を推進いただきたい。さらに、行政機関における利活用事例を広く周知いただきたい。これにより、国産モデルやノウハウが民間等にも広がり、ひいては日本経済、国民生活の豊かさにつながるものとする。

根拠法令/関連予算/関連税制：

総務省予算：生成 AI 等の開発力・リスク対応力強化に向けた取組の推進

経産省予算：デジタル社会の実現・生成 AI への対応 など

規制監督省庁/関連省庁：総務省、経産省、デジタル庁等

1.28 データ利活用促進に向けた質及び量、双方の観点からのデータ流通の充実

【要望の理由・背景】

- 社会全体のデジタル化が急速に進む中、データは価値や競争力の源泉であり、多岐に渡るデータを組み合わせ、利活用することによる新たなサービスの創出や社会課題の解決に向けた期待は大きい。
- データ利活用の推進に向けては質及び量、双方の側面よりデータ対応を進めることが重要である。
- EU では、Gaia-X や Catena-X などのイニシアティブにより、質が高くかつ安全にデータを連携する取組を進めている。国内においても 2023 年 9 月に内閣府が「データ連携基盤を通して提供されるデータの品質管理ガイドブック」を公表され、データの信頼性を高めるための品質管理の重要性が指摘されている。
- データの量の観点について、世界的なビジネススクール IMD が「世界デジタル競争力ランキング（2023 年版）」を公表しており、同調査中の項目「ビッグデータとアナリティクスの活用」に関して、日本は調査対象国 64 カ国中最下位という結果となっている。

【要望内容】

- 質の高いデータの整備・流通に向けて、分野横断的なデータの標準化・構造化が望まれる。政府として、データの品質管理に資する指針を掲げると共に、同指針を運用に落

とし込むべく、各省庁関与のもと多岐に渡る分野を対象とした包括的なデータの標準化・構造化に向けた取り組みを推進する座組を構築の上、対応の推進を期待したい。

- 利活用可能なデータ量の増加に向けては、「AI 学習データの提供促進に向けたアクションプラン」に基づき内閣府がデータ提供の促進を進めているが、アクセス可能なデータの絶対量増加に向けて、より一層の公共データの開放を期待したい。
- 併せて、これらのオープンデータを取り扱うデータ連携事業者への構築・運用への助成を期待したい。

根拠法令/関連予算/関連税制：官民データ活用推進基本法

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、経済産業省

2 セキュアな環境整備

2.1 ISMAP-LIU における制度見直しについて

【要望の理由・背景】

DX 推進においては、SaaS の活用が有効だが、信頼できる SaaS サービスを選定するために、多くの利用者がチェックリストによるリスク評価に時間を費やしている。ISMAP-LIU はそのような効率化と信頼性確保の両立のニーズに応えるべく制度を開始したが、その監査工数の負担は大きく、CSP(Cloud Service Provider)事業者のメリットが少ないため、普及が十分に加速できていない。

【要望内容】

- ISMAP は IaaS、PaaS 専用、ISMAP-LIU を SaaS 専用サービスとして制度を見直しする。
- SaaS 専用とする事で利用期間における事前の影響度評価を無くし、利用機関側の負担を軽減し利用を加速する。
- ISMAP 登録済みの IaaS ないしは PaaS の基盤の上に構築している事を条件とする。基盤の管理策の参照を可能とすることで CSP の負担を軽減し、登録を加速する事を可能にする。
- ISMAP-LIU の利用増により、ISMAP 事業者の登録メリットも向上させることで ISMAP の制度維持拡大を図る。
- ガバナンス及びマネジメント領域に関する要求は、ISO/IEC27001、27014、27017 認証の実績とのマッピングにより、管理策ごとに参照する事で差分認証を可能にし、CSP 事業者にとっての多重投資を抑制する。
- 地方自治体での調達の加点要素とし、Digital Market Place への優先的登録など具体的なベネフィットを CSP 事業者に提示する。

また、「情報セキュリティ管理・運用の基準」「監査機関登録申請者に対する要求事項」等について、ISMAP 運営委員会でのように議論が行われ決定されたのかが不明確であり、委員名簿が公開されていないため利害関係者が委員となっているかのチェックもできない状態にある。そのため、委員名の公開と議事録の公開を求めるものである。なお、委員名の公表により不適切な接触が行われることを懸念するのであれば、形式の如何を問わず委員への接触者と内容の記録公開をする仕組みを整えることを合わせて要望する。

関連法令：サイバーセキュリティ基本法「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」

関連省庁：デジタル庁、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)、総務省、経済産業省

2.2 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望

【要望の理由・背景】

2020 年より ISMAP の運用が開始された。担当省庁は ISMAP の改善に向けて努力をしているが、制度を利用する側にとってはまだ多くの課題が残っていると認識している。主要な課題として以下の 3 点を挙げたい。

1. 初期登録並びに更新に必要な監査費用が大きな参入障壁
2. ISMAP の対象となる政府組織や暫定措置の扱いが不明確
3. 民間企業が投資判断に必要な情報が不足

【要望内容】

政府の目指すクラウド・バイ・デフォルト早期実現のため、本制度は大変重要であると認識。以下 3 点の検討をお願いしたい。

1. 初期登録並びに更新に必要な監査費用が大きな参入障壁
 - 「ISMAP 制度改善の取組み」にて制度所管省庁(NISC、デジタル庁、総務省、経済産業省)が本件を認識し、監査項目の見直しを実施していることは承知しているが、その削減率はまだ十分とは言えず(特に初回登録時)、継続しての取組みをお願いしたい。
 - 特に ISMS、SOC2、FedRAMP 等の認証と重複する監査項目も多い。すでに取得済み認証で監査済みの項目は免除するなど、抜本的対策をお願いしたい。
2. ISMAP の対象となる政府組織や暫定措置の扱いが不明確
 - 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」等により、原則 ISMAP 登録サービスの採用を規定しているが、対象となる組織が明記はされていない。サプライチェーンリスクの観点からも GSS、LGWAN 等を通じて

接続される自治体等の組織や重要インフラ企業は対象とすべきと考えるので、本基本方針の対象の明記を望む。

- 上記「基本方針」では、「原則」「暫定措置」など抜け道となる表現が多く、政府組織が「暫定措置」等を利用する際の規定や審査過程についても明確化すべきと考える。

3. 民間企業が投資判断に必要な情報が不足

- 上記 1、2 に関連し、監査費用という大きな投資を必要とするにも関わらず、本制度によりカバーされる市場規模が不明確であり、費用対効果を測りかねて本制度への参加を躊躇するケースは多いと推察。政府が考える政府・民間における ISMAP の適用範囲を明確にすることが必要と考える。

根拠法令：ISMAP 設置根拠 NISC サイト「設置根拠」の項

<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/ismap.html>

[政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて]参照

ISMAP 基本枠組み-図解

https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/wakugumi2021_gaiyou.pdf

関連省庁：NISC、デジタル庁、経済産業省、総務省

2.3 政府調達ソフトウェアの第三者検証

【要望の理由・背景】

コロナ禍以降、新型コロナウイルス接触確認アプリ、補助金申請システム、マイナポータルで様々な障害が発生しており、国民が不安に陥り、信頼の失墜につながっている。

これは、開発ベンダーの試験が機能確認に集中しており、利用環境や利用ケースを考慮した試験が欠如していることが要因となっている。これを防止するためには、利用者視点の専門的知見を有する第三者検証(利用時品質検証)が必要と考える。

【要望内容】

2019年に産業化標準化法が施行され、ISO25051をフレームワークとしたソフトウェア JIS規格を制定した。ソフトウェア JIS規格は、SQuaREの品質特性で利用時品質を評価し、JIS認証される規格である。政府及び自治体が調達するソフトウェアは、調達条件にJIS認証の取得や、または専門的知見を有する第三者による認証相当の試験が行われていることを要項として盛り込んで頂きたい。

根拠法令：産業化標準化法（電磁的記録に関する JIS X25051 に関する認証）

関連省庁：経済産業省、デジタル庁

2.4 ソフトウェア製品・サービスの JIS 認証推進

【要望の理由・背景】

- ソフトウェア製品・サービス(以下、製品)の開発販売を主業務としている企業は多数あるが、企業規模が小さく、販売する場合に製品の品質や信用力を示せず商談の機会を損失するケースがあった。
- ソフトウェアの品質・信用力の証は企業の今後一層の発展のために不可欠であるため、ソフトウェア協会では 2016 年より「PSQ 認証制度」（ソフトウェア品質認証制度）を立ち上げ実績を積み上げている。
- さらにこれを進め、2019 年に経済産業省がソフトウェア製品も電磁的記録分野として JIS 認証の対象となることが発表され、2022 年 6 月 9 日に第一号の認証が認められた。今後の普及を期待されている。

【要望内容】

一層の普及促進とソフトウェア産業の健全な発展のため、JIS 認証によるセキュリティ評価の標準規格化等が必要である。

1. JIS 認証によるセキュリティ評価を ISMAP-LIU の仕組みに取り入れ、政府の基盤インフラに連携する場合の標準規格にすること
2. JIS 認証を取得する企業に対する補助金の創設
3. 当該認証を取得した製品は、製品内容もセキュリティ的にも安心・安全な製品として政府や自治体及び準ずる機関への調達基準として認証取得企業規模の大小にかかわらず採用すること

根拠法令：産業標準化法 第 32 条、第 37 条

規制監督省庁：経済産業省（日本産業標準産業調査会：JISC）

関連省庁：デジタル庁

2.5 経済安全保障及びグローバルにおける競争力低下を防ぐためのソフトウェア管理の推進

【要望の理由・背景】

米国は EO(Executive Order)、欧州は CRA(Cyber Resilience Act)と経済安全保

障の観点からもソフトウェアの管理はより厳格化が求められ、特に米国は Solarwinds や Log4j などの脆弱性問題から連邦政府のソフトウェア管理が強化されている。またこのグローバルの流れはソフトウェア管理を適正に行えなければ、産業競争力の低下を招きかねない事態であり、海外ではエネルギーや自動車、医療、金融など特定の業種においても議論が活発化している。我が国は欧米の流れを受けて経産省から手引書を公開しているが国としての方向性や対応が見えないのが現状である。

【要望内容】

我が国としての SBOM(Software Bill of Materials)などを用いたソフトウェア管理の方向性や政策の推進を求める。

- 我が国の安全保障をふまえたソフトウェア管理の国家としての指針や新しい整備(EO、CRA のような強い発信)
- 特に我が国における特定重要技術、生命や財産に直結する医療や関連機器、金融や自動車など、重要インフラ事業者のシステム設計、開発、運用にかかるソフトウェア管理(SBOM)に対するプラットフォームなどを提供する技術的・組織的体制の構築
- 経済安全保障ならびに国民の安心・安全に直接的に寄与する重要インフラ事業に対するソフトウェア管理強化(SBOM)を行う、または提供するスタートアップに対する補助金制度

関連法令：経済安全保障推進法

特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針(令和 4 年閣議決定)

関連省庁：内閣府、NISC、NICT、IPA、デジタル庁、民間(特に重要インフラ事業者や ISAC 等)

2.6 経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上

【要望の理由・背景】

経済のグローバル化で海外依存度が高まる一方、国際紛争やパンデミック、自然災害等によるサプライチェーンの寸断リスクが高まり、経済安全保障の重要性がましている。

しかし、市場のビジネス的要請に頼ったサイバーセキュリティ対策では、効率性やコスト競争力等から、巨大資本を背景とした海外ベンダーに太刀打ちできない。

そこで、国力の維持、向上につなげる基盤として、サイバーを含む IT インフラについて、他国への依存度を軽減し、国として自律的コントロール権を確保する必要がある。

【要望内容】

1. 国産のセキュリティ製品、サービス、インフラへ依存度を計測する国産化率の指標（サイバー自給率）を整備するとともに、目標値を設定し海外への依存度の軽減を図る。
2. 安全保障の観点から海外製品を使える領域使えない領域を明確にする。
3. 国産セキュリティ対策製品・サービスの開発支援、例えば国産サービスに対する（単年度でない）複数年契約可能なクーポンや補助金の設定。
4. 政府機関における、国産セキュリティ対策製品・サービス採用促進。
5. 海外マーケットにおける、日本製セキュリティ対策製品・サービス販売促進。

関連省庁：経済産業省、内閣官房

2.7 中小企業における情報セキュリティ対策強化支援の推進

【要望の理由・背景】

中小企業のうち上位規模の企業は、ITシステムの高度化、業務データ量が多い、複雑なサプライチェーン構造等の理由からアタックサーフェスが広く、現に昨今、サイバー攻撃被害が急増し、被害企業の事業継続に影響を及ぼすだけに留まらず、一企業の業務停止がサプライチェーン全体に影響する事態となっている。

一方で、それら企業にセキュリティ対策にかけられる費用面での余裕は無く、社内に対策強化を推進するセキュリティ人材もいない上、現状の支援施策は事業内容やリスク評価に基づく対策導入や、その運用までを広く支援するものが乏しい。

【要望内容】

情報セキュリティ対策強化における次の役務サービス業務に対する複数年に亘る補助金制度の創設

1. セキュリティリスクの現状評価（アセスメント）、導入計画策定業務
2. セキュリティ対策システムの導入、および、運用（監視・保守）業務
3. 運用評価業務（次年度以降の運用計画策定を含む）

関連省庁：経済産業省、総務省

2.8 企業のサイバーセキュリティ向上のための投資促進税制の創設

【要望の理由・背景】

サイバーセキュリティ対策はコストが高く、その性質上、インシデントが起きなければ投資効果を感じにくいいため、企業のインセンティブが不足しがちである。経済産業省 産業サイバーセキ

セキュリティ研究会 WG1³の資料を見ても、日本の一社当たりのセキュリティ投資額は米国等よりも大幅に低く、国の対セキュリティ投資も日本は対 GDP 比で米国よりも一桁少ない。また、情報処理推進機構セキュリティセンターの『2021 年度 中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査』⁴を見ても、中小企業の 3 割がセキュリティ投資をしておらず、その理由として「コストがかかりすぎる」「費用対効果が見えない」「必要性を感じていない」と回答している。

【要望内容】

サイバーセキュリティ投資促進税制の導入

ISO/IEC27001、ISMAP、NIST SP800-171 等の推奨基準への批准に応じ、対象設備について法人税 5～10%減税又は特別償却 30～50%の優遇策を措置
企業のサイバーセキュリティ対策を推進し、とりわけ大企業から中小企業へサイバーセキュリティ対策促進の潮流を起こすため、上記の税制改正を要望する。

関連省庁：経済産業省等

2.9 サイバー防火管理制度

【要望の理由・背景】

昨今のサイバー攻撃を見ると、重要インフラや経済安全保障に関する情報を保持する企業だけでなく、そのサプライチェーンに当たる中小企業や関係する諸団体までもがサイバー攻撃の対象となり、少なくない被害を被っている。しかし、中小企業や業界団体等の比較的規模が小さくセキュリティに割けるリソースが少ないところでは、十分な防御態勢をとるどころか、十分なセキュリティ関連の情報を得ることもままならない。

【要望内容】

現在企業に課されている防火管理制度に倣った「サイバー防火管理制度（仮称）」を中小企業に対し実施することを要望する。

各企業から選出された担当者は数時間から半日程度の e-learning を受講し、最低限のセキュリティ知識を学び、企業のサイバー防火管理者資格を得る。サイバー防火管理者は当該制度の事務局機能を持つ省庁あるいは外郭団体等に企業名・氏名・メールアドレスを登録し、双方向に連絡をとれる体制を敷く。これにより、事務局からはセキュリティに関する情報

³ 経済産業省 産業サイバーセキュリティ研究会 WG1

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_seido/pdf/001_s01_00.pdf

⁴ 情報処理推進機構セキュリティセンターの『2021 年度 中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査』

<https://www.ipa.go.jp/security/fy2021/reports/sme/index.html>

提供、企業側からはセキュリティ被害に関する情報等を相互に交換し、日本の産業全体のセキュリティ機能を向上させることができる。また、セキュリティ被害の実態把握を現状より正確に行うことができ、今後の政策立案への情報ソースとすることも可能になる。

規制監督省庁：経済産業省

2.10 サイバー犯罪対応能力の強化

【要望の理由・背景】

ランサムウェアをはじめとしたサイバー犯罪の発生件数は上昇しているが、検挙件数は横ばい⁵である。我が国においてもサイバー警察局の創設等の取組みが進んでいるが、対策が進んでいる諸外国（米国、欧州等）に比べるとまだ成果に乏しいと言える。

【要望内容】

ボットネットのテイクダウン等、国際的なオペレーションに積極的に協力すべきである。シンクホールやおとりアカウントを利用した調査、民間のリサーチャーと契約した調査等、積極的に犯罪者の情報を収集し、捜査に生かしていただきたい。

参考)

日本を対象とした攻撃情報の収集能力の高度化

<https://www.jnsa.org/result/compliance/2021/reportPart3-0907.pdf>

株式会社 IT リサーチ・アート「現代のサイバーセキュリティの法的課題についての国際的な研究」に関する調査報告書

規制監督省庁：警察庁

2.11 政府機関セキュリティ情報共有及び公開

【要望の理由・背景】

- サイバーセキュリティ対策は継続的に実施する必要がある、さらに脅威の変化に伴い対策の変化が要求される。政府機関においては対策のボトムラインを規定した統一基準の改定などにより対策のアップデートを強制的に要求することもあるが、民間企業は重要インフラと一部の業界を除きそのようなエンフォースメントが働かない。
- これを解決するため、政府機関は全省庁におけるセキュリティ課題やその解決策、インシデント事例を共有し、年次報告として公開することを通じて、省庁間の壁を越えた情報の共有、サイバーセキュリティ政策実現の環境の構築が実施しやすくなる。

⁵ 警察庁「令和3年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R03_cyber_jousei.pdf

- また政府主導にて各種 ISAC や J-CSIP などに集まるインシデント事例を定期的に収集し、民間に広く公開することで上記年次報告書公開と相まって多くの企業・団体に対するサイバーセキュリティ啓発となるのではないか。

【要望内容】

1. 全省庁を網羅したサイバーセキュリティの年次報告書を発行していただきたい。
2. 政府主導で民間のインシデント事例を収集し公開していただきたい。

関連省庁：内閣官房、全省庁

2.12 上場企業のセキュリティ投資・インシデント報告義務化及び優遇策

【要望の理由・背景】

令和 3 年個人情報保護法改正により個人情報漏洩インシデントに関わる情報公開は迅速化しているが、そのほかのサイバー攻撃に関するインシデントについてはいまだに隠される傾向にあり、我が国のサイバーセキュリティ能力向上において障壁になっている。

また、サイバーセキュリティ対策への投資に積極的な企業が増えてきている一方で、いまだに対策に二の足を踏んだり、不要なコストであるとの認識に立つような経営者も少なくない。海外企業に比較して、自社のサイバーセキュリティ対策について詳細を公開している企業が少ない現状もあり、我が国の対策が底上げされない一因となっている。

こうした問題を解決するため、まず上場企業に対してサイバーセキュリティ投資を促進するための支援策を打つとともに、インシデント報告については適時開示と同じように義務化すべきである。

【要望内容】

1. 有価証券報告書に、当該企業のサイバーセキュリティ対策について詳細を記したホームページの URL を記載することを義務付けるとともに、その記載内容の成熟度に応じて「サイバーセキュリティ経営銘柄」として評価・選定する。
2. 適時開示の対象に「サイバー攻撃の発生」を入れる。

関連省庁：金融庁、経済産業省

2.13 セキュリティ知識習得・維持にかかる個人の負担軽減

【要望の理由・背景】

e-learning やリモート研修の普及により、サイバーセキュリティを学ぶ機会は増加している。し

かし、サイバーセキュリティ研修や資格には受講や取得・維持に費用が掛かるものが少なくない。企業が従業員に研修・資格取得を行わせる際にはその費用を肩代わりする場合もあるが、それが全てではなく、加えて学生においては教育課程以外のものは全て自費での受講・受審となる（検収に関しては各種給付金の設定はあるが、対象講座等の範囲が狭い）。これら研修や資格の主体的な受講・受審を加速し、国民全体のサイバーセキュリティ知識底上げの必要がある。

【要望内容】

サイバーセキュリティ知識・技術習得に対する国民の自助努力を促すため、自己負担額を対象とした所得控除制度を創設し、自発的に取り組む環境整備を行うべきである。

サイバーセキュリティに関する研修や資格取得をした場合及び資格維持にかかる費用を自費で支払った場合、当該年度の所得から控除できる。

対象となる研修・資格を自費で受講・受審した世帯に対して、最大 30 万円までを所得控除の対象とする。

規制監督省庁：財務省

2.14 小・中・高 セキュリティ教育の必須化

【要望の理由・背景】

近年、我が国の情報教育に対する取組みとして、小学校におけるプログラミング教育の必須化、高等学校における「情報 1」の必修化、大学入学共通テストにおける「情報」の新設等が行われてきたが、その内容は「情報の活用能力」および、「モラル教育」に限定されており、サイバーセキュリティ教育については一部例示される程度である。サイバーセキュリティリスクが現実問題として人々の生活に影響を及ぼし、子供たちもスマートフォンでインターネットへのアクセスが当たり前になっている現実を踏まえると、「サイバーセキュリティ教育」を情報教育の一つの柱として組込むべきである。サイバーセキュリティリスクを理解することは、国全体のセキュリティのレベルを高める基礎となると考える。これはもちろん教育者側も受講を必須とする必要があると思われる。

【要望内容】

1. 学習指導要領の情報教育において、「サイバーセキュリティ教育」を追加
2. 大学入試共通テストの「情報」科目において、サイバーセキュリティを追加
3. 「サイバーセキュリティ教育」では、現実社会において発生しているサイバーセキュリティリスクとその対策を必須化

4. 「サイバーセキュリティ教育」を実施できる教育者の育成および当面不足する教育者を
充当するための外部委託制度の創設

規制監督省庁：文部科学省

3 IT人材の育成

我が国のIT人材、セキュリティ人材は、質・量ともに深刻な不足に陥っている。IT人材不足は、日本のデジタル競争力低下の大きな要因となっている。この課題を克服するには、IT人材の育成に注力することが急務である。日本が世界最高水準の豊かなデジタル社会を実現するためには、教育や研修プログラムへの投資を増やし、IT業界全体が一体となって人材育成に取り組むべきである。

初中等教育、すべての国民を対象とするデジタルリテラシーの向上から、IT専門職業人、ビジネスのデジタルトランスフォーメーションをリードする人材等のハイエンド人材の育成まですべてを包含したIT人材育成の要望をこれより提示する。

3.1 国産言語を活用したプログラミング人材の育成

【要望の理由・背景】

- Ruby言語の開発者である、まつもと ゆきひろ氏のような、世界標準のスキルを持った人材の育成が進んでいない。
- プログラミング教育に関しては国産言語で最初の障壁を下げ、学ぶ意欲を醸成することが重要である。
- Rubyは日本において作り出されたプログラミング言語としては初めて国際規格（JIS X3017）に認定された言語である。
- IT関連の技術の大半を海外由来のものに頼る中、開発者が身近な日本人であるということは、将来を担う子供たちのロールモデルにもなりやすく、興味を持てるのではないかと。

【要望内容】

国産言語（Ruby等）の採用

プログラミング学習にRuby言語を採用いただきたい。

規制監督省庁：文部科学省

3.2 最先端技術の教育体制と費用面等のサポート(現役世代へのリスキリングとして)

【要望の理由・背景】

- 「IMD⁶世界デジタル競争力ランキング」2023 年度版で、日本は 32 位と大きく出遅れている（2022 年度は 29 位）。
- デジタル技術の普及、人材の育成において政府、企業、教育機関が一体となって取り組み、早急にグローバル化に対応した、デジタル人材育成(語学教育を含む) に取り組む事が急務であり、上記のデジタル競争力向上を図る。

【要望内容】

1. 最先端技術の教育体制と費用面等のサポート
2. 人材開発支援助成金の拡充
3. グローバル化が増々進む中で、現役世代への英語教育のサポート

関連予算：職業訓練給付金/社会人教育訓練給付金(厚生労働省)

関連省庁：文部科学省、厚生労働省

3.3 中小規模ソフトウェア開発事業者の「従業員の高齢化と若手人材の流出問題」における支援

【要望の理由・背景】

日本の情報サービス産業を支えるソフトウェア開発及び同人材サービスを行う中小企業が直面している課題に対する支援策の強化の必要性が一層高まっている。少子化に伴う新卒採用における人材獲得競争の熾烈化、円安による外国人人材・オフショア開発企業の日本離れの加速、雇用の流動化、2030 年問題の影響等によってソフトウェア開発業界を支える中小規模ソフトウェア開発事業者は人材の確保・継続雇用において深刻な状況にさらされている。

→若手人材が定着せず他社・他業種への流出が加速。中途採用による中堅（経験者）層の補充採用を目標も対象者がほぼ存在しない。ベテラン人材と未経験・初級エンジニア人材（初級スキルのまま、異業種に転職するケースが多い）のみが在籍する状態が続き、年々高齢化が進むと同時に従業員数の減少するという状況から企業力の低下が深刻化。また、中小規模ソフトウェア開発事業者の多くは「設計・製造工程」の役割を主業務としてきたが、生成 AI の実践活用やノーコード・ローコード主流の時代の到来、オフショア市場との国際分業体制の一般化等により従来型のスキル人材の需要が減少。人材の流動化によって、中堅 IT 人材の流出が加速化。開発プロジェクトにおいては「設計・製

⁶ IMD(International Institute for Management Development) : 国際経営開発研究所

造工程]では 40 代以上のベテランと超初級レベルの人材のみというケースが増加。
→超初級レベルの人材の大半は育成しても数年で流出。業界内に定着しない。IT スキル
人材の高齢化と IT 人材の減少化が加速している。

【要望内容】

高齢化社会(人生 100 年時代)を踏まえ、情報サービス産業界の中でより長く活躍できるライフシフト支援環境の整備(転職促進ではなく、職場内のキャリアアップを目的としたリスクリング環境の整備)

1. 中小規模ソフトウェア開発事業者向けライフシフト&トランスフォーメーションの奨励と助成
2. モデル企業の募集と表彰。事業変革助成、職場内リスクリング支援事業
3. ベテラン層の継続雇用とリスクリングを対象とした支援（エキスパート助成）
4. 新卒者・未経験者採用及び継続的な雇用を支えるための事業者向け支援（ベテラン層の活躍ともリンク）

関連予算：事業再構築補助金、人材開発支援助成金

関連省庁：経済産業省（中小企業庁）、厚生労働省

3.4 競争力向上に向けた全国民のデジタルリテラシー向上政策

【要望の理由・背景】

自治体や企業の DX 推進の阻害要因の 1 つとして、職員や働き手のデジタルリテラシーの不足/欠如があげられる。すでに、リスクリングやデジタルスキル標準の検討等、学習の手立てはそろいつつあるも、著しい効果を生むまでには至っていないことは、デジタル・ニッポン 2023 に掲げる IT パスポート資格取得者が飛躍的に増えているわけではない点を見ると明らかである。その理由としては、「IT パスポート」を受験するメリットが見出しにくい点と、資格受験料負担にあると考えられる。後者については、リスクリングの助成対象外となっており、この課題に気付いている一部の自治体で資格受験料補助等の動きもでてきてはいるが、全国民のデジタルリテラシーの向上とその証となる IT パスポート資格者の増加対策は喫緊の課題である。

【要望内容】

IT パスポート資格を促進させるために以下を要望する。

1. IT パスポート試験の資格受験料の無料化
2. IT パスポート試験資格取得者の人数もしくは割合に閾値を設けた上で次のいずれかの助成や税制優遇策の検討

a.DX 認定制度 b.DX 投資税制 c.IT 導入補助金 d.デジタル田園都市国家構想

根拠法令/関連予算/関連税制：DX 認定制度、IT 導入補助金、DX 投資税制

関連省庁：経済産業省、厚生労働省、デジタル庁、IPA

3.5 「情報教育振興法」の新設

【要望の理由・背景】

情報教育は文化的な国家の建設および産業経済の発展、国民生活の向上の基礎となっている。言い換えると情報教育は学術の基盤であり、産業の基盤でもある。学術の基盤教育としては理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）、産業の基盤教育としては産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）があり、わが国の文化と産業経済を支えてきた。今後のわが国のさらなる発展のためには、情報教育についても同様の法整備が必要になっている。

【要望内容】

「情報教育振興法」の新設

今後のわが国のさらなる発展のため、学術の基盤および産業の基盤でもある「情報教育」に関する振興を図る「情報教育振興法」の新設を要望。「情報教育振興法」の骨子案は、次の通りである。

1. 情報教育の振興に関する総合計画を樹立すること
2. 情報教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること
3. 情報教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること
4. 情報教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること

関連法令：理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）

産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）

参考）本制度による予算規模(案)：計 161 億円

- 教員の給与（情報教育手当）増額：60 万円/人年 * 10,000 人 =60 億円/年
- 教室の機器整備：200 万円 * 4700 校=94 億円/年
- リカレント講習事業への補助金：0.2 億円×25 事業=5 億円/年
- 受講生への受講料の補助金：2 万円×10,000 人=2 億円/年

3.6 中小自治体の「階層別 IT 人材育成」支援事業

【要望の理由・背景】

令和 4 年度において、都市部の大規模団体では出始めた先行事例は、一般市以下の市町村へも拡がりを見せている。

DX 人材育成を人事研修に組入れ、下記の階層別教育を展開することが必要となっている。

- 新任職員研修（情報政策関連の新任職員研修として実施している自治体は多い）
- 一般職員研修
- DX 推進員向け技能研修
- 管理職（所属長）向け課題解決研修

なお現時点では階層区分は自治体ごとに異なることもあり、階層別の人材育成に実績を持つ外部人材を登用し、統一化を図る必要がある。

【要望内容】

中小自治体での階層別 IT 人材育成計画を立て、育成を実施する事業の予算化

<育成メニュー例>

1. 現状業務の可視化・分析力
2. 標準業務とのフィット&ギャップ分析力
3. 要件定義力（移行仕様、独自業務要件等）
4. IT 活用力（ローコード／ノーコード教育、データ活用等）

【予算】

- 研修講師育成・サポート費：5000 万円
（100 名育成&サポート、2 年間 5 名配置の育成&サポートセンターを運用）
- 研修実施費：15 億円(1500 自治体×100 万円)
- 事務局費(大手シンクタンク等を想定)：1 億 5500 万円（10%）
- 中小自治体数：1500(人口 10 万人以下)
- 研修講師数：100 名(1 名平均 15 自治体を担当)

関連省庁：デジタル庁、総務省

3.7 DX を実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得

【要望の理由・背景】

我が国は、約 30 年余りにわたって質・量ともに慢性的な IT 人材不足に陥っており、世界最先端デジタル国家創造を掲げる今に至っても課題となっている。パンデミックを乗り越え、我が

国が持続可能な経済成長を実現し、社会生活のさらなる向上を達成するには、何よりも DX がその原動力となる。その DX を実行しイノベーション創出を担う優れた人材の育成・獲得は、より一層急務となっている。最先端テクノロジーを扱う IT 人材の争奪戦は、国境を越えて行われており、特に先進国において激しさを増している。

【要望内容】

初等中等教育から高等教育、リカレント教育、企業内教育に至るまで、対面・非対面を問わず、誰もが生涯に渡って学び続けることができる社会を実現することが大前提である。個人が学びによって得た知識や技術を活用し、その能力を無駄にすることなく十分発揮し、経済発展に寄与することができるよう、教育・人材育成基盤の抜本的な見直しと再整備が不可欠である。IT 人材の獲得競争が国際的にも激しさを増している状況を念頭に置き、グローバルスタンダードに基づいた尺度で人材を育成し、評価する仕組みを構築すべきである。

1. DX に精通した人材等、実社会で特に求められる人材を育成するオンラインの学習コンテンツを、グローバルスタンダードに基づいた尺度をもって整備し、全国民が自由にアクセスできるようにすべきであり、それを実現させるための投資を拡大すべき
2. 整備にあたっては、国際的にも認められた人材育成のスタンダードである「i コンピテンシディクショナリ」を活用・参照すべき

必要予算：総額 75 億円

スキルのマッピング(5 億円)、ポータル構築(2 億円)、新規講座開発(35 億円)、学習履歴機能(10 億円)、スキル検証(5 億円)

3.8 地方における IT 企業の人材不足対策

【要望の理由・背景】

地方の大学等において IT 人材育成の拡充が急務である。しかしながら、地方の大学ほど、当該分野の専任教員獲得が困難⁷であるとされる。また、地方企業では、IT 人材不足が長らく課題となったまま、解消されていない。

【要望内容】

- 地方の大学等における即戦力人材育成に向けて、地方の IT 企業が抱える課題などをテーマとした PBL (Project Based Learning) を大学等と IT 企業の連携で行

⁷ 文部科学省 デジタル人材育成推進協議会(第 2 回)にて AI やデータサイエンス分野に関して、地方に所在する大学において(首都圏に所在する大学と比較して)教員が不足している傾向があるとの配布資料
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/122/giji_list/mext_00004.html

い、PBL を行う大学等・企業に対して、助成金を支給するなどインセンティブを与えることにより地域の活性化にもつなげるべき。

- 地方の大学等の卒業生と地方の IT 企業の就職マッチングの場や、I ターン、U ターン技術者と地方 IT 企業のマッチングの場の提供、地方の IT 企業への就職を支援する制度や仕組みを拡充すべき。
- データサイエンティスト等高度な技術を有する人材を育成するために、大学等の教育機関と連携して人材育成を行う IT 企業に助成金を支給し、人材育成に無理なく取り組める環境を創出すべき。

これらにより、地方の IT 企業の人材不足の解消はもちろん、東京一極に集中する地域格差の是正にもつながる。

3.9 教育現場の声を反映した教材開発やソフト開発の支援

【要望の理由・背景】

- 実際の教育現場で使いやすい教材を開発するためには、初等中等教育や高等学校で効果的かつ実際の教育現場で使いやすい教材やソフトの開発をするには、官側の協力（現場の教師の声やそれを集約する教育委員会の協力）が不可欠である。
- 1人1台のタブレットの普及により、学校教育現場には様々な企業から宣伝があるものの、個々の授業で何をどのように使ったら良いのか、助言を期待することはできない現状のまま、教育委員会や教員が導入にあたっての評価を担っている。
- また、地方のデジタル系企業は中小企業が多く、大学や自治体では予算が削減されている。このため、それぞれの教育現場のニーズに合うような教材やソフトが開発されづらい。

【要望内容】

産官学の連携における教材開発やソフト開発を促進・実現するための支援（助成金）各地域のデジタル系企業、学校の教員、大学との産官学連携に基づき、その地域のニーズに合わせた教育ソフト開発支援を求める。この連携により、地域活性化にも資するという副次的効果もある。特に複数の企業が参加し、企業同士の補完や協力関係が生まれると、地域のイノベーションも生まれるのではないかと。

3.10 初中等・高等教育から社会人に至るまで各段階で育成する資質の明示

【要望の理由・背景】

初中等では GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備が進み、新学習指導要領のもと、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力として位置付けられるようになった。しかし、高校「情報 I」が必修修化してもなお、高校から大学、高校から社会、さらには大学

から社会といった段階において、求められる IT 分野の資質の接続性が不明瞭なままである。

【要望内容】

初等教育から高等教育、社会人に至るまで国民全員が IT リテラシーを身に着けるように、各段階で育成する資質を明示

教育分野の DX は、学年別に育成すべき資質に対応した履修形態の創出と、それを実行するための教材やソフト開発によって達成されるものである。このため、初等教育から高等教育の各段階で育成する資質の明示が必要である。

初等教育から高等教育の各段階・学齢期に限らず、あらゆる世代の国民全員が IT の進化にあわせて学び続け、誰もが情報活用の資質を身に着けることで、豊かなデジタル社会を形成すべきことが求められていることに疑いはないので、より広範な対象者が参照し身に着けるべき資質の明示を求める。

3.11 AI を用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームの構築

【要望の理由・背景】

- 現在、地方と都市部における教育資源の不均衡すなわち教育格差は、地方分散型社会を実現する上での障壁となっている。この教育格差により、地方在住者が同等の教育環境を得られないという懸念があり、結果として多くの人々が都市部での子育てを選択する傾向にある
- 近年は多様なバックグラウンドを持つ生徒の数が急増しており、一律の指導方法では個々の学習者のニーズに応えることが難しい状況である。生徒が自身の学習進度を把握し、それぞれに合ったやり方で学習を進めていくことが重要となる
- このような状況を改善するために、AI を用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームの活用が必要不可欠である。AI は各生徒の学習パターンを分析し、その生徒に合わせた個別の学習プランを作成することが可能となる。例えば、生徒の進捗、学習方法の傾向、強み、弱点や学習するうえで何につまずいているかを把握し、それに応じた学習コンテンツを提供する。これにより、生徒は自分で学年、教科、単元を選択し、自身に合ったドリル教材に取り組むことができ、基礎学力の定着を図ることが可能となる。このような支援体制の構築によって、学習者が自主的に進捗を把握し、学びを深められるようになることが、全ての教育格差の是正につながるのではないかと。
- また、家庭環境や教育環境などによるデジタルデバイドを生まないため、教育機関や教育機関外の公共施設におけるアクセス環境整備など、全ての生徒が平等にプラットフォームへアクセスできる施策を講じるべきである

【要望内容】

AI を用いた全国統一型の教育コンテンツプラットフォームの構築

関連予算：次世代の校務デジタル化推進実証事業

根拠法令：個人情報保護に関する法律、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

規制監督省庁/関連省庁：文部科学省、デジタル庁

4 地域・産業の DX 推進

4.1 製造系中小企業の生産性向上を支援するパッケージ導入と税制優遇

【要望の理由・背景】

本年ドイツに GDP を抜かれ世界第 4 位に甘んじている我が国日本。この日本の課題は 99%を占める中小企業、特に製造系中小企業の実態は、生産性の低さが起因しているといっても過言ではない。ではこの中小企業向けに DX を推進できるソリューションを持ち込めば課題が解決するのか？というそれほど簡単な話ではない。残念ながら製造系中小企業の実態は、

1. DX を推進できる人材の枯渇
2. 業務が個社毎属人的で希少な社内 IT 人材含む DX 人材の活動・流動性を阻害
3. 製品マスタ整備、原価管理等が出来ておらず、生産性向上に向けたボトルネックも正確に把握できていない

現在我が国の製造系中小企業では上記人材育成・データ活用に向けた根幹の整備とは対極的な「手軽な業務効率化 DX」が跋扈しており、これら企業の実態に合わせた根本的課題解決に焦点が当たっていない状況である。今最重要事項は、これら製造系中小企業の根幹に IT（基幹システム：ERP）を導入し、企業活動のデジタル化に取り組むことだ。この基幹システム導入になしに、他の DX 策が企業横断で有効活用される事はないと断言できる。

【要望内容】

製造系中小企業の DX を成功させる為には、まず企業活動のデジタル化が重要となり、その為には基幹業務システム(EPR)の導入が重要となる。導入にあたっては、導入に向けた社内環境及びデータの整備等多岐にわたる準備が必要となり、基幹系システム導入を出口としたそれら「データ・環境整備等のパッケージ」を国で支援を頂きたい。

具体的には、その中小企業が属する業界、取引先や協業企業との連携を考慮した将来性のある基幹系システム導入を出口とした、導入の為の「データ・環境整備等のパッケージ」に計 3 年間の国の補助金をご支援頂きたい。また、その結果として〇〇%以上の生産性向

上を実現した企業に関しては経済産業省・中小企業庁等にご評価頂く制度と同時に 5 年の税制優遇もセットで検討頂きたい。

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省 中小企業庁

4.2 IT 導入補助金の内容拡充

【要望の理由・背景】

- IT 導入補助金において補助対象となる IT ツールは、現在、補助金事務局によって認定されたものに限られている。
- パッケージソフトでは、各企業の DX 化のニーズに対応できないケースが存在する。

【要望内容】

各企業の DX 化に於いて、様々なニーズや独自性を高める為、オリジナルソフトやスクラッチ開発されたシステムも補助金対象としていただきたい。

関連予算：IT 導入補助金

規制監督省庁：経済産業省（中小企業庁）

4.3 中小企業の DX マインド向上策支援事業

【要望の理由・背景】

「DX」に対して具体的な取組みが行えていない中小企業にとって必要なことは、現在の自社の業務プロセスを明らかにし、その上で課題や改善をめざすことと考える(DX というよりは未だデジタル化、デジタルイノベーション支援が必要である)。具体的には、事業者の業務プロセスを図解(見える化)し、課題を整理することである。一部地方自治体では、同種の補助金も見受けられるが、どれも IT 導入等が目的化し「先に目指すべき姿ありき」での補助金となっている。まずは純粋に現状把握を目的とした取組みを実施し、その上で事業者が目指すべきものを設定するというような、いわば“伴走支援型”の地に足のついた支援を実施することで、その後の DX に向かう事業者のデジタルマインドを高められるものと考え提言する。

【要望内容】

DX マインド向上のための次の役務サービス業務に対する補助金制度の創設を求めたい。

1. 業務プロセス図策定、課題整理業務（業種別に業務プロセス標準図を事前準備）
2. DX に向けたデジタルイノベーション推進（PM 代行等）業務

【予算】1,000社の支援を目標として、事業者支援費用を計上
5万円(1支援)×10回(回数)×1,000社(支援者数)×2/3(補助率)×1.15(事務局費)×1.1(税率)=約422百万円

関連予算：IT導入補助金

規制監督省庁：経済産業省商務情報政策局 情報技術利用促進課

4.4 年末調整業務のデジタル化推進

【要望の理由・背景】

近年、税制の複雑化とともに、本来は確定申告の簡易版であるはずの年末調整の処理が、確定申告よりも複雑になる現象が発生している。これは、確定申告は年間の所得額が確定した状態で行うのに対し、年末調整では所得金額の見積額を用いる必要があるためである。この対応のため、民間、行政両側で多くのコストを費やしており、社会的に非効率となっている。年末調整業務は戦後に紙を前提として構築されており、その基本的な仕組みは令和の今でも変わっていない。先般公開された『経済財政運営と改革の基本方針 2023』（令和5年6月16日）にも、「マイナポータルの利便性向上に加えて、個人や法人の税務・社会保障を始めとする各種手続の負担軽減に向けた取組を進める」（P11）との大方針が明記されたところであり、給与所得者の税務にとって重要な手続きである年末調整のデジタル化を積極的に進めていくべきである。

【要望内容】

社会全体としての生産性を抜本的に向上させ、社会的コストの最小化を図るために、年末調整は確定申告の「簡易版」であると明確に位置付けた上で、年末調整業務の業務プロセスを実施時期や実施主体も含め、根底から見直す「年末調整業務のデジタル化の推進」を要望する。

具体的には、給与支払報告をデジタルで行うこと、また、デジタルで収集されたデータをもとに年始での年末調整業務とすることにより、1. 発生源でのデジタル化、2. 原始データのリアルタイムでの収集、3. 一貫したデジタルデータとしての取り扱い、4. 必要に応じた処理の主体の見直し、そして、確定した事実ベースの5つのポイントを実現する。

根拠法令：所得税法

関連省庁：財務省、デジタル庁

4.5 デジタルインボイスや電子帳簿保存の普及活動

【要望の理由・背景】

適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)におけるデジタルインボイスや、電子帳簿保存法で認められる電子帳簿保存は、単なるペーパーレス・電子化にとどまらず、情報の発生源からデジタルデータとして扱い、事業者の業務のデジタル化を通じて業務の大幅な効率化、ひいては我が国全体のDX化と生産性向上を実現する大きな機会である。

大企業においては、上記の業務効率化のメリットは自明であり、自発的な取り組みが期待できる。一方で、中小企業においては、事業規模に応じ、実現される業務効率化のメリットが相対的に小さなものとなるため、自発的な取り組みには限界がある。しかし、デジタル化にはネットワーク外部性が強く働くため、社会全体で取り組むことが必要である。つまり、特に中小企業におけるデジタルインボイスや電子帳簿保存の普及活動が必要である。

【要望内容】

中小企業におけるデジタルインボイスや電子帳簿保存の普及のために、対応システム導入に対する補助を提言する。いわゆる導入補助金的な形もあるが、実際の活用に対する補助も検討すべきと考える。

導入補助金による導入時の支援のみでは、システムとしての導入にはつながっても、それが必ずしも実際の活用にはつながらず、効果に限界がある。そこで、キャッシュレス・ポイント還元事業の学び(買い手にポイント還元というインセンティブを提供することによって、買い手から売り手に対し、キャッシュレス払いを受け付けるプレッシャーをかける効果があり、これがキャッシュレスの推進につながったと考える)を活かし、一つの案としては、デジタルインボイスにおいてもデジタルインボイスを受信する側にインセンティブを提供する(例:仕入税額控除を1%上乘せできるなど)ことも検討できるのではないかと考える。これにより、受領側からデジタルインボイスを積極的に活用しようという動きが生まれることが期待できる。

根拠法令:消費税法、電子帳簿保存法

関連省庁:財務省、デジタル庁

4.6 GビズIDアカウント作成のデジタル完結化

【要望の理由・背景】

GビズIDは国が運用する法人・個人事業主向け共通認証システムであり、そのアカウントをデジタルIDとして用いることにより、法人・個人事業主が行うさまざまな手続きがオンライン化できる。また、現在すでに会社設立登記及び同時に行う商業登記電子証明書の交付申請までオンラインで完結し、さらに、そもそも法人代表者の印鑑登録自体が不要となっている。

にもかかわらず、法人が gBizID プライムのアカウントを取得するためには、法務局に代表者印を登録したうえで法務局が発行する印鑑証明書（紙）と登録印で押印した申請書（紙）が必ず要求される。デジタル完結させるための制度であるのに、本来不要な物理押印がかえって必要になるという、制度の趣旨や思想から著しく乖離する現状である。

【要望内容】

1. gBizID プライムのアカウント作成のオンライン申請を可能とすること（その際、書面での実印・印鑑証明に代わるものとして、申請データに商業登記電子証明書による電子署名を付与することが適当）
2. 法人設立登記のオンライン申請時に、gBizID プライムのアカウントの同時オンライン申請を可能とすること

関連省庁：デジタル庁、法務省

4.7 G ビズ ID の民間サービス連携の推進

【要望の理由・背景】

G ビズ ID は国が運用する法人・個人事業主向け共通認証システムであり、そのアカウントをデジタル ID として用いることにより、法人・個人事業主が行うさまざまな手続きがオンライン化できる。

2022 年 6 月 7 日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の工程表によれば、2022 年度まで「民間サービス連携の検討」を検討することとなっていたが、実際には 2022 年度途中からすでに取組が進められておらず、2023 年 6 月の改訂で工程表の該当部分も削除されてしまった。

G ビズ ID の民間サービス連携が実現すれば、IAL-2、AAL-2 の認証がなされたサービスがリーズナブルに享受できる。なお、自治体の中には、将来の G ビズ ID の民間サービス連携を前提とした制度設計を行っている団体もある。

【要望内容】

G ビズ ID の民間サービス連携の推進

参考)「デジタル社会の実現に向けた重点計画 工程表」(2022 年 6 月 7 日 閣議決定)

規制監督省庁：デジタル庁

4.8 租税条約第 12 条の技術上の役務に対する源泉税の撤廃

【要望の理由・背景】

源泉税が技術的役務に課されるため、源泉税分費用が割高になっている。

日印租税条約の技術上の役務に対する源泉税 10%がインドのソフト技術を活用する上で障害となっている。国内 DX 対策の一つである IT 人材不足を補うためにインドでの開発が必要であり、そのためにもこの制度の撤廃が重要。日本におけるインドのソフトサービス利用は、3,000 億円足らずである。これは、インドから海外への輸出額 25 兆円の約 1.2%に過ぎない。日本によるインドのソフト利用が極端に少ないのは、源泉税の存在もその一因と想定される。日印租税条約の使用料及び技術上の役務に対する源泉税率は平成元年時点で 20%であったが、平成 17 年の条約交渉で日本側の 0%の要望に対して、インド側の事情で 10%で決着した。近年、印度経済団体（FICCI・CII・NASSCOM）は源泉税撤廃を日印両政府に要望している。日本側経済団体（経団連・日本商工会議所・JEITA・CIAJ・SAJ 他）も源泉税撤廃を希望している。

【要望内容】

日印租税条約第 12 条の技術上の役務に対する源泉税の撤廃

根拠法令：日印租税条約第 12 条（使用料及び技術上の役務に対する料金）

源泉税は配当所得・利子所得にも適用されている。

規制監督省庁：経済産業省、外務省両省の担当部署は撤廃の必要性を認識済だが、租税条約の主担当は日印両財務省なので、特に財務省(主税局)に要望したい。

4.9 税務調査のデジタル完結

【要望の理由・背景】

国税庁は、令和 5 年 6 月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像 2023－」を発表した。税務手続の効率化・高度化に向け、デジタル化を推進することとされているところ、税務調査についても、Web 会議システムを用いたリモート調査や、e-Tax やオンラインストレージサービスを利用した帳簿書類（データ）のやり取り等、オンラインツールを積極的に活用していくこととしている。

この改革は、税務調査先の企業にとり、非常に望ましいものであり、実際に Web 会議が行われる事案も現れている。もっとも、調査官は調査先企業の会議室から当該企業の端末を使用して入社していない社員との間の Web 会議に参加する、メールやチャットでのやり取り

は不可であること等、未だに様々な制約があり、オンラインツールの活用のみで調査を遂行できる形にはなっていない。可及的速やかにデジタル完結となるよう求めたい。

【要望内容】

税務調査のデジタル完結

Web 会議、e-mail、クラウド等を活用し、可及的速やかにデジタル完結となるよう要望する。

参考)

国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像 2023－」

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/pdf/syouraizo2023.pdf>

規制監督省庁：国税庁

4.10 電子帳簿保存法の要件緩和

【要望の理由・背景】

1. スキャナ保存の課題：

課題①：電子取引保存と異なり、削除防止規定等の業務工夫によって要件を満たすことができず、要件を満たすにはシステム対応が必須となっている。

課題②：スキャン期限が最大で 2 か月と 7 営業日となっており、これを過ぎた領収書はスキャナ保存できず完全に紙から脱却することができない。

2. 電子取引保存の課題：

課題①：対象書類の範囲が広い。

課題②：令和 5 年度の税制改正の大綱に定められたとおり、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置が導入されるが、その結果、電子取引保存を着実に進められる企業はよいが、難しい企業は紙媒体へ回帰し、その取引先も紙出力を要求され続けることが懸念される。

【要望内容】

電子帳簿保存法に関する課題：電子取引の「スキャナ保存」「電子取引データ保存」の簡略化

(1) スキャナ保存：

要望①：電子取引保存のように、規定やルールを設けて業務工夫をすることで要件を満たせるようにしていただきたい。

要望②：2 か月と 7 営業日を過ぎた領収書もスキャナ保存を認めていただき、紙が残るケー

スやパターンをなくしていただきたい。その代わりに、一定期間を過ぎた領収書で不正が発覚した場合にはペナルティーを設ける等、罰則で対応することが考えられるのではないか。

(2) 電子取引のデータ保存義務：

要望①：重要書類[契約書、請求書、領収書]のみに限定していただきたい。

要望②：猶予措置導入により電子保存対応を行わない企業が増えることを防ぐため、電子保存対応を行った企業に対しては税務調査の簡便化、税額控除（要件対応にかかった人件費や設備投資金額のうち、一定の割合を税額控除する等）といったインセンティブを設けるようにしていただきたい。

根拠法令：電子帳簿法施行規則第 2 条第 6 項第 2 号、同条第 6 号、第 4 条第 1 項、同条第 3 号等の改正

規制監督省庁：国税庁

4.11 インボイス制度の要件緩和

【要望の理由・背景】

1. 請求書再発行時の書類の保存：適格請求書を修正し再発行した場合に、修正前と修正後いずれの請求書も保存しておく必要があるが、請求書のすべてを再発行する方法については再発行後の請求書のみを保管していればすべての情報が確認できる状況である。
2. 媒介者交付特例の適格請求書の写しの交付：媒介者交付特例で受託者より受領する適格請求書の写しについて取引先の中には適格請求書の写しの交付を拒否する事業者もいるため、説明等を含め適格請求書の写しを受領するためのコストが生じている。

また、広告代理店等を受託者とする取引の場合、委託者側で売上金額等取引にかかるすべての情報を把握している状況であるため、処理の上で適格請求書の写しが必要となるわけではない。

【要望内容】

1. 請求書再発行時の書類の保存：適格請求書のすべてを再発行する場合には、再発行後の請求書のみを保存対象としていただきたい。
2. 媒介者交付特例の適格請求書の写しの交付：委託者側で取引の情報を把握しているものについては、適格請求書(写)の発行を不要としていただきたい。

根拠法令：消費税法第 57 条の 4 第 4 項、同条第 5 号

措法 42 の 4、42 の 12、42 の 12 の 5、措令 27 の 12 の 5、措規 20 の

4.12 賃上げ促進税制の要件緩和

【要望の理由・背景】

賃上げ促進税制は複雑であり、様々な課題がある。まず、継続雇用者の給与額の算出が難しい。継続雇用者給与等支給額の比較をして税制適用できるのかが年度末までわからないため、制度適用するためのリードタイムが満足に取れない。また、合併等の組織再編が生じると算出する給与金額の調整が必要で給与金額算出するコストが膨大にかかる。上乗せ要件の教育訓練費の明細を全て要件通りに集めるのが大企業では不可であるだけでなく、合併等の組織再編があった際の教育訓練費の増加額の算出の仕方が不明瞭である。税制適用のために必要な社内コストが大きすぎるため、利用を躊躇することになる。

【要望内容】

制度が複雑になると、この制度を利用し賃上げに踏み切ろうとする企業は少なくなる。シンプルで使いやすい制度に緩和していただきたい。

1. 制度を簡素化し、総勘定元帳等の帳簿から抽出できる給与等の金額の増加で税制適用できるようにしていただきたい。
2. 制度適用のためのリードタイムが十分に取れるよう、事業終了後 45 日以内というルールを見直し、延長を可能にいただきたい。
3. 上寄せ要件に必要な教育訓練費の明細は、必要な情報を帳簿から算出できる情報だけに限定していただきたい。

根拠法令：事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示(令和 4 年厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第一号)

事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示(令和 4 年経済産業省告示第八十八号)

規制監督省庁：経済産業省

4.13 物価上昇、賃上げ等を踏まえた予算措置、価格設定

【要望の理由・背景】

政府・経済界において、急激な物価高、人手不足を背景としたモノやサービスへの適切な価格転嫁や賃上げが志向される一方で、政府調達に係る予算措置においては、このような経済情勢の変化に十分に対応できているとは言い難い。増加コストを吸収させるために、政府調達に参加する事業者が過度な人員減、工数削減等を迫られることで、作業や納入物の

品質低下等を招きかねない。

【要望内容】

物価上昇率等を踏まえ、予算確定後の執行年度内でも柔軟な予算・予定価格の再設定を行う仕組み、事業者の価格転嫁を積極的に受容する予算運用を検討いただきたい。

関連法令：財政法、会計法、予算決算及び会計令（予決令）

関連省庁：財務省/各府省庁

4.14 公的統計の調査票情報の活用促進

【要望の理由・背景】

- 対象要件の見直し：公的統計において収集された調査票情報は、研究者や各府省庁その他の利用者等に提供が限定されている。公権力を用いて収集された情報の活用の際し、中立性・信頼性を確保することは重要であるが、現在の要件は企業が研究者を雇う等の対策を講じれば満たせるものであり、本来の目的に合っていない。要件と審査方法を見直し、これらを満たせば民間事業者であっても活用できる形にしたほうが、透明性の高い活用ができると考えられる。
- データの粒度確保：現状把握のみならず、課題の発見と解決に繋がる分析のためには、ある程度高い粒度の地域、性別、年齢層、データ取得年月等を含むデータが必要である。
- 入力項目の統一化：申請書や入力項目がバラバラであることが、データの利活用に歯止めをかけている。政府が省庁横断のマニュアル作成等、統一化に向けて動いているが、確実な実施が求められる。
- 個人情報利活用ルールの明確化：公的統計には個人情報も多く含まれるが、個人の特定につながるものを削除し、仮名化・匿名化した上で活用可能である。しかしこのルールが明確でないため、ガイドライン等で具体的に示す必要だと考える。
- 柔軟な改訂と運用：必要に応じて関連規定を改定もしくは柔軟に運用し、公的統計の調査票情報の十分な活用を図ることが肝要。また、要件の明確化、柔軟な運用や手続の迅速化等による利用の促進は、各省庁による EBPM の推進に不可欠なデータの円滑な提供にも資する施策である。

【要望内容】

公的統計により得られた貴重なデータを最大限活用するため、『統計法』第 32 条、33 条及び 33 条の 2 に定める統計調査に係る調査票情報の提供につき、データ提供が認められ

る要件の見直し、データの粒度確保、入力項目の統一化、個人情報利活用ルールの明確化、関連規程の柔軟な改訂と運用を要望

根拠法令：統計法第 32 条、第 33 条及び第 33 条の 2、統計法施行規則第 8 条から第 11 条、調査票情報の提供に関するガイドライン 等

関連省庁：総務省統計局

4.15 都道府県消防防災で整備する衛星通信ネットワークの選択範囲の拡大

【要望の理由・背景】

- 災害時等の緊急通信手段として地域衛星通信ネットワーク（LASCOM ネット）が運用されており、消防庁から各都道府県消防防災主管部へは、LASCOM ネットを利用したネットワーク整備を推進するよう通知が発出されている（『地域衛星通信ネットワークの第 3 世代システム等の一体的な整備の推進について（通知）』（令和 3 年 1 月 22 日））。
- 一方で、近年の技術革新で、多様な通信事業者、放送系事業者等が衛星通信ネットワークを保有し、サービス仕様の高度化・多様化、料金の低廉化が進んでいる。
- そのような中で、現場の消防防災の担当者からは、現在の LASCOM ネットについて、データ伝送の帯域が狭い、利用料（負担金）が高い等の声がある。
- そのため、民間が持つ衛星ネットワークの利用も消防庁から支援することで、民間ネットワークと LASCOM ネットの協調により、地方の財政負担を減らしつつ、高度なサービスを利用したより良い消防防災行政が可能になると考える。

【要望内容】

1. 都道府県防災行政無線の衛星系としては、地域衛星通信ネットワーク（LASCOM ネット）だけでなく、低軌道衛星通信ネットワークも含めた他の衛星通信ネットワークによる整備も認められる旨を消防庁通知等において明記いただき、支援していただきたい。
2. 上記消防庁通知においては、LASCOM ネットのみ地方財政措置としての緊急防災・減災事業債が適用されるが、LASCOM ネット以外の民間衛星通信ネットワークによる整備がなされた場合も、緊急防災・減災事業債の適用対象となる旨を消防庁通知等において明記いただきたい。

根拠法令：『地域衛星通信ネットワークの第 3 世代システム等の一体的な整備の推進について（通知）』（令和 3 年 1 月 22 日）

規制監督省庁：総務省消防庁

4.16 携帯電話契約における本人確認ルールの緩和(法人にかかる本人確認の簡略化)

【要望の理由・背景】

- 働き方改革が進み、社会全般でオンラインの取引が増えている中、携帯電話契約時の本人確認に関する規制が時代に合わないものとなっており、ビジネススピードを低下させる要因となっている。特にスマートフォンは日本のデジタル化・経済活動における最重要ツールであるため、時代に合った本人確認手法を取り入れ、正確かつ効率的に入手できる仕組みの構築が必要である。
- 法人が携帯電話を契約する際、契約担当者と法人の本人確認をそれぞれ行う必要があるが、それぞれ都度対面で本人確認を行うか、非対面の場合は契約担当者については申込都度の eKYC または自宅への転送不要郵便の送達確認、法人については登記住所への転送不要郵便の送達確認が必要となっている。(2 回線目以降の契約においては法人確認の簡略化は可能)
- 上記()内の通り法人確認に一定の緩和策がある中、法人契約における契約担当者の本人確認は簡略化対象になっていないため実質ほぼ簡略化できず、追加契約が多い法人も都度本人確認が必要であるため、契約者・事業者双方にとって過大な負担となっている。
- 事業者による対面・非対面での実在性の確認及び法人確認書類の目検チェックは不正確であり、事業者顧客双方の負担となる。

【要望内容】

1. 法人確認の緩和

法人が携帯電話を契約する際の本人確認をより効率的に実行するため、個人のマイナンバー同様、ICチップを読み取ることで、法人・団体等の実在性を証明する仕組みを導入し、全ての法人・団体等に義務としてその仕組みを保持する様にしていきたい。不正利用防止法施行規則第3条第1項二において、自然人を相手方とする契約で個人マイナンバーの運用が認められていることから、法人についても、同様の手法を認め・整備すべき。

2. 担当者の本人確認の緩和

法人契約における契約担当者の本人確認も、個人契約と同様に簡略化の対象となるよう改正を行うべき。

例)

- 特定のメールアドレス（ドメイン）からの依頼、該当法人しか知りえない ID・PW の通知等を元に、過去の契約内容の同データと照合して合致性を確認する方法

- 本人確認の有効性に期限（1 か月）等を設けて定期的な本人確認により都度の対応を緩和する方法
- ビデオ会議を用いた非対面契約において、画面上で本人確認書類の確認や在籍確認、顔写真と照合し、かつ実際にその確認の様子を録画、または撮影しデータとして保持することで、対面の本人確認と同等レベルの手法として送達確認の省略等

根拠法令：携帯電話不正利用防止法、携帯電話不正利用防止法施行規則、犯罪収益移転防止法

規制監督省庁：総務省 電気通信事業部 利用環境課

4.17 携帯電話契約における本人確認ルールの緩和(本人確認手続きの省略)

【要望の理由・背景】

電話転送サービスを提供するにあたって犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認ならびに電気通信事業法上の番号規則に基づく本人確認（犯罪収益移転防止法の本人確認と同じ）を実施済の顧客に対して、携帯電話音声役務の提供をする場合は、本人確認方法は実質的に同一であるにもかかわらず、別途、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認を実施する必要があり、契約者・事業者双方にとって過大な負担となっている。

【要望内容】

1. 電話転送サービスに関して、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認で本人確認を実施し記録を保存している場合には、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認は不要とするよう改正を行うべき。
2. 携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認を実施しその記録を保存している場合には、犯罪収益移転防止法に基づく電話転送サービスの取引時確認における本人確認は不要とするよう改正を行うべき。

根拠法令：携帯電話不正利用防止法、携帯電話不正利用防止法施行規則、犯罪収益移転防止法

規制監督省庁：総務省 電気通信事業部 利用環境課

4.18 電通法消費者保護ルールにおける個人事業主の保護ルールの在り方の再検討

【要望の理由・背景】

- 通信事業における個人事業主の取り扱いについて、電気通信事業法の消費者保護

ルールにおいては、「営業のための契約」であっても法の適用対象として扱われるため、個人と同等の取り扱いが必要となっている。しかしながら、実態として個人事業主は事業を営んでいる点において法人に近く、事業用として通信を利用するにあたっては、その使用方法・頻度からも一般個人と比較して通信量も多く請求も高額になることが想定されることから、より安価な提供条件を求められる中、同ルールにおいては違約金の設定が基本料の1か月分までという制限があり、その提供条件に見合った収益を確保する契約期間の設定ができない現状があるため、需要に見合った形での提供形態が実現されるべきと考える。

- また、営業活動上重要な法律である特商法・割販法・消費者契約法においては、「営業のための契約」は法律の対象外となるため、実質個人事業主が事業のために契約する場合もその範疇となるが、同ルールは同じ事由においても適用対象となることから、他の法律と取り扱いが異なることも、問題を複雑化する要因の一つと考える。
- 通信というサービスの特殊性より、他のサービスとは別の考え方に立っているという趣旨は理解するが、上記で言及している通り、提供条件の部分にまで及んで一般個人と同等に扱う事は無理があると考ええる。

【要望内容】

1. 消費者の考え方については各法律・省令で共通とすべき。共通化の方向性として、個人事業主も事業を営むという点において限りなく法人に近い性質を持つことから「営業のために契約をする場合にはその対象外」として整理をしていただきたい。
2. または、消費者保護ルール全般において、営業のために契約する場合を対象外とできない場合は、違約金に関する部分においては法人と同等の扱いができるようにルールの変更をお願いしたい。

根拠法令：事業・営業のための契約は対象外…特定商取引に関する法律・消費者契約法・割賦販売法
事業・営業のための契約においても対象…電気通信事業法 消費者保護ルール

規制監督省庁：総務省 電気通信事業部 料金サービス課

4.19 国内におけるドロップキャッチの罰則制定等

【要望の理由・背景】

- 中古ドメインに対するドロップキャッチが社会的な問題となっている。地方公共団体等や企業が不使用として放棄したドメインや、不用意に放棄してしまったドメイン等は、以前

の所有者が検索エンジンから高い評価を受けていれば、高い SEO 効果を持った中古ドメインとなる。第三者がその「ドメインパワー」にフリーライドする目的で中古ドメインを取得した場合、なりすましや高額での買取請求等の不適切利用がなされる恐れがある。一度削除してしまったドメインを再取得する場合、取得希望多数ドメインはオークション形式の取引となり高額な費用がかかる。UDRP や JP-DRP 等の紛争解決手段も用意されているが、時間やコストがかかるほか、ドメイン文字列に関する商標権を取得しておく必要もありハードルが高い。

- 上記のことから、企業等においては、消費者が不適切なサイトを企業自身のサイトと勘違いし、なりすまし等による被害に遭うことを防ぐため、一度使用したドメインを保持し続ける必要があり、この維持管理に相当の人的・金銭的（ドメインの更新料等）コストがかかっている。また、中古ドメインがフィッシング等に使用された結果、消費者に不利益が生じたことを具体的に立証しない限り、悪意の中古ドメイン取得者を追及することが出来ず、その対応に多くの労力を要するのみならず、迅速性を要する消費者保護の観点にも反するものである。

【要望内容】

インターネットドメインは世界中で利用されるため ICANN 等を含めた国際的枠組みの検討が必要ではあるが、まずは国内ルール形成を行いつつ国際的調和の枠組み構築に向けた主導的役割を担ってはどうか。

例えば、ドメイン不正利用を規制する不正競争防止法 2 条 1 項 19 号の厳罰化による、ドメイン管理会社を含めた不正使用に対する抑止力強化やドメイン登録要件の設定等について検討することを提案する。

根拠法令：不正競争防止法

規制監督省庁：経済産業省 知的財産政策室

4.20 生活圏を意識した MaaS 提供網の形成

【要望の理由・背景】

- 地域住民の生活スタイルとして、病院や商業施設、職場等、生活に必要なサービスが市区町村を跨ぐ場合も多い。このため、医療 MaaS 等の MaaS 提供網を形成するにあたっては、現行の市区町村単位ではなく、地域住民の生活圏を意識した MaaS 提供網の形成が重要と考える。
- しかしながら、現状はこういった生活圏を意識した MaaS 提供網を構築する場合、市区町村単位での行政手続き・調整が必要となり、その手続きの煩雑さ・複雑さによる

事業者側のコストが増大する、一部の市区町村の手続きが完了せず提供エリアが分断される等の課題が存在する。

- これらの課題を解消し、生活圏を意識した MaaS 網を形成することで、利用者の利便性が増し、需要をみたした効率的な MaaS を提供することが可能となる。
- また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においてもデジタルの社会実装に取り組む中でモビリティ分野がひとつの注力領域とされており、円滑な MaaS 提供環境の整備は、社会的な重要性が高い分野と考えられる。

【要望内容】

デジタルの社会実装の推進にあたり重要テーマのひとつとして設定されているモビリティ領域に関して、新たなテクノロジーを活用して地域の移動を支える有望な手段である MaaS の全国各地における実装に向けた環境整備を期待したい。

具体的には、利用者の利便性を向上させるために、行政界を超える広域での MaaS の実現に向けて、行政手続きの簡素化を求めたい。MaaS 実現に必要な手続きをサービスを提供する対象となる市区町村ごとに行うのではなく、ワンストップで必要な手続きが完了するよう、都道府県や広域行政圏が一元的に手続き対応を担っていただくような状態を構築して頂きたい。

根拠法令：デジタル社会の実現に向けた重点計画（2023年6月9日）

関連省庁：デジタル庁、経済産業省、国土交通省

4.21 車両のマルチタスク利用

【要望の理由・背景】

- 近年、公共交通機関や物流業界の人手不足等を背景に、ライドシェアをはじめとして、現存する車両の有効活用が国を挙げて活発に議論されるようになってきている。
- 現行の法制度は、貨物車両は貨物のための利用、旅客車両は旅客のための利用といったように、それぞれ限られた用途が想定されたものとなっている。同様に、ドライバーの免許についても貨物と旅客で分かれている。
- しかしながら、例えば、駅と工場間の出勤用のシャトルバスであれば日中は利用されず、使われない時間帯で、貨物を運ぶという利用形態も考えられるが、これが認められるためには個別の調整が必要となり、手続きの煩雑さ・複雑さにより、車両利用の非効率が生じる。
- また、MaaS の発展によって、車両を前後に分け、貨物と旅客の双方を行うことも想定される。

- そこで、1 台の車両の用途及び使用者の制約を緩和し、車両のマルチタスク利用を推進することで、現存する車両のより効率的な活用が可能になると考える。

【要望内容】

車両のマルチタスク利用を実現するための各種法規制の緩和を要望する。

1 台の車両を多用途に活用することを可能とする車両の登録制度、貨物車両と旅客車両の双方のドライバーとなることができる免許制度、といった車両のマルチタスク利用を想定した各種法制度の改正をお願いしたい。

根拠法令：道路運送車両法、道路運送法、道路交通法、貨物自動車運送事業法

関連省庁：経済産業省、国土交通省

4.22 モビリティサービス推進のための情報の DX 化・オープンデータ化

【要望の理由・背景】

- モビリティサービスが充実し、国民の利便性を高めていくためには、モビリティサービスに必要となる情報のデータ化、データ標準化、データ間連携等を強力に推進していくことが重要と考える。
- 例えば、バスの時刻表、運行状況、路面状況、駐車場、信号機等の公共交通情報の多くはデータ化が進んでいない、もしくはデータ化されているがフォーマットが統一されておらず、DX 活用できるデータとして整備されていない。また、これらの貴重な公共データは個々に存在するだけでなく互いのデータ間連携が可能になることで、より価値が高まる。
- 需要に見合った時間帯・場所・量のモビリティサービスを適切に供給するためには、生活実態を把握するためのアンケートや人流データ・車流データ・地域住民の趣味嗜好データ等、幅広いデータの収集と分析が必要となるが、データがそもそも存在しない、もしくは乱立している、高額で取引されている等、個別の調整が必要となるのが今の実態である。

【要望内容】

1. 国や地方公共団体が保有する情報（駐車場の満空データ、信号機データ、鉄道・バスも含めた人流・車流データ、人口情報、世帯情報等）については、データ化・データの標準化・オープン化をお願いしたい。
2. 民間の事業者が保有する情報（鉄道・バスも含めた人流・車流データ等）については、データ化・データの標準化の整備の旗振りを国や地方公共団体をお願いしたい。

3. 住民の生活や移動実態を把握することができる住民アンケート（利用頻度の高い移動先、移動の課題、住民の属性等）の情報についても国や地方公共団体で保有している場合は、データ化・データ標準化・オープン化をお願いしたい。収集していない地方公共団体については、収集の上データ化をお願いしたい。
4. また、関係者によるデータ化・データのオープン化が進んだ後には、それらデータを利用したいと考える者が容易にデータを利活用することができるよう、モビリティ分野にまつわる関連データを一元的に集約したサイトの創設・運営についても期待したい。

根拠法令：デジタル社会の実現に向けた重点計画 第 1 5 (4)モビリティ分野（令和 5 年 6 月 9 日）

デジタルを活用した交通社会の未来 2022（令和 4 年 8 月 1 日）

関連省庁：デジタル庁、経済産業省、国土交通省

4.23 金融機関向けマイナンバーカード利用促進施策

【要望の理由・背景】

- 令和 5 年 10 月末時点で金融機関（都市銀行/地方銀行/証券会社他）1412 社あるが、全体的にマイナンバーカード利用についての各社検討しているものの取組みは進んでいない。
 - ✓ 業態別金融機関数
<https://www.nikken.co.jp/link/number.html>
- 特に業界慣行における書面・押印・対面における手続きの見直しが必要とされている。
- 課題としてコスト算出がしづらいとのアンケート回答あり。（下記 PDF 参照）
 - ✓ 金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しのフォローアップ結果概要
https://www.fsa.go.jp/singi/shomen_oin/shiryuu/20220624/01.pdf

【要望内容】

自治体と同様に金融機関向けにもマイナンバーカード利用を基本とした、減税/補助金制度を検討いただきたい。

また、金融機関版の「Digi 田甲子園」のようなイベントで利用事例をオープンにすることで、競争原理が働き、マイナンバーカード利用によるDX化が促進されると考える。

関連法令：銀行法/犯罪収益移転防止法 等

関連省庁：金融庁、デジタル庁等

4.24 産業技術力強化法（日本版バイドール）に係る施策

【要望の理由・背景】

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」においては「国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果」について、国の業務に特化した汎用性のないもの及び継続的な機能改修が見込まれるものを除き、一般に、産業技術力強化法 17 条に基づき、受注者側に知的財産権が帰属するものであることが示されている。

一方、国の情報システム整備案件に関しては、基本的に成果物は国の権利となる旨の契約条項となっているものが多く、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」及び産業技術力強化法 17 条が適切に順守・適用されていない。

【要望内容】

国のデジタル化の取組みについて、デジタル庁においても民間活用の動きがある中、民間側からの視点からすると、事業の成果としての知財が国の物となり、ケースによっては国有財産となることを踏まえて、二の足を踏むケースも散見される。

日本の産業力や競争力、デジタル化の取組みを加速させるため、発注者側に知的財産権の帰属が移転してしまう、デジタル庁で公開している契約書雛形等を見直し、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」及び産業技術力強化法 17 条の主旨に従った契約締結を進めるべきである。

関連法令：「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」、産業技術力強化法

関連省庁：デジタル庁、経済産業省

4.25 新たな第三セクター方式によるガバメントスタートアップの加速

【要望の理由・背景】

コロナ禍で行政 DX が推進される一方、法令や予算の制約から事業化のスピード向上は難しい状況である。これまでも第三セクターによる事業効率化の取組みがあるが、自治体予算への依存から、新たな課題への対応は難しい状況。一方で、ふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングが広がり、地域活性化に向けた自由度の高い事業が増えている。これらの状況から地域の生活者ニーズに柔軟かつ迅速に対応可能な新たな官民連携スキームが必要と考える。

【要望内容】

既存の制度でも可能だが、予算の自由度が高いガバメントクラウドファンディングを活用し、官民の人材から構成される新たな第三セクター方式の積極的な活用を提案する。これにより、

以下が可能になると考える。活用促進に向け、デジタル田園都市国家構想交付金のような施策を検討いただきたい。

- 市民の意見を直接反映した政策形成と柔軟な事業運営による、時限的組織としての、企画・計画段階からスモールスタートと、迅速な事業立ち上げ
 - 企画から事業立ち上げまでの一貫管理による、効率的な事業化
 - 事業立ち上げ後の、行政での事業継続や民間へのスピンアウト
- これらにより、政策形成のスピードと質の向上、効果的な地域活性化が期待できる。

関連法令：第三セクター等の経営健全化の推進等について（平成 26 年 8 月 5 日付け
総財公第 101 号総務大臣通知）

関連省庁：総務省、デジタル庁等

4.26 調剤外部委託の完全実現及びネット医薬品販売に特化した業態の容認

【要望の理由・背景】

薬剤の調製業務の外部委託解禁にあたり、厚労省は、対象業務は一包化のみ、委託先は同一都府県内等の多くの制約を示しているが、中小薬局の在庫管理適正化や業務効率の向上・調剤ミスの防止等のメリットを生かすためにはこうした制約を設けるべきではない。また、処方薬の服薬指導・調剤・販売を同一薬局の薬剤師のみに行わせる規制や、「1 日あたり処方箋 40 枚につき薬剤師 1 名」という配置規制は、薬剤師の「対物」から「対人」業務シフトを制約している。

併せて、薬局 DX を妨げている対面販売・服薬指導を前提とした構造規制等を改めることで、薬局 DX を妨げる要因を取り除き、デジタル完結できる仕組みを導入すべきである。

【要望内容】

1. 調剤外部委託の実現：

a. 対象業務の過度な制約及び地域制限の撤廃

b. 「処方箋 40 枚／日につき薬剤師 1 名」という配置規制の撤廃

また、令和 5 年度規制改革実施計画⁸では、調剤外部委託に係る法改正は令和 5 年度以降早期に検討・結論とされているが、令和 6 年の早期に実証実験を実施し、その実績を踏まえて可及的速やかに実現を求めたい。

2. オンラインに特化した業態の容認：

a. 保険薬局における「公道に面する」規制の緩和

⁸ 規制改革実施計画(2023.6.16)

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/230616/01_program.pdf

- b. 実店舗内での薬剤師・登録販売者配置等の緩和（相談応需・情報提供を行う者の実店舗以外での配置を可能にすべき）
- c. 対面機能を持たない薬局・店舗の容認（薬局における調剤室・待合室基準の緩和、店舗における医薬品陳列ルールの緩和）
- d. 営業時間の義務付け（週 30 時間以上）の撤廃

根拠法令：薬機法施行規則 11 条の 8 等、薬局等構造設備規則・第 1 条第 1 項・第 10 項、第 2 条第 1 項・第 10、11、12 項、薬機法第 25 条、第 36 条 10
規制監督省庁：厚生労働省医薬局総務課

4.27 ラストワンマイルにおける自家用車運送の実現

【要望の理由・背景】

新型コロナの感染拡大直後より配送需要が急激に高まり、現在もドライバー不足や配送遅延等の問題が発生している。また、現在、食料品、日用品、医薬品等を注文してから 30 分以内で届けるクイックコマース・ローカルコマースのサービスが台頭している。買い物弱者、新型コロナ等の有事対応、社会的課題の解決にも資するサービスだが、近距離配送は収益性の観点から既存の配送業者の参入が見込めないという問題も生じている。

本要望は、規制改革推進会議にて議論され、2022 年 6 月の『規制改革実施計画』を経て、同 10 月から、軽乗用車に限っては、構造変更せずに、貨物軽自動車運送事業に用いることが可能となる⁹。しかし、同事業届のオンライン化は 2025 年度目途とされており、届出やナンバープレート変更の手続きに要する時間がドライバーの就業意欲をそぐことが懸念される。

【要望内容】

貨物軽自動車運送事業規制の迅速な合理化

1. 軽貨物事業届出のオンライン化は 2025 年度目途とされているが、より迅速な完全オンライン化を求めたい。
2. 郵送でナンバープレートの変更を可能にすることを認めていただきたい。

また、軽乗用車の実績を踏まえ、ただちに普通乗用車による貨物運送に関する議論を始めたい。

根拠法令：一般貨物自動車運送事業の許可要件緩和、道路運送法の特例の設定等
規制監督省庁：国土交通省

⁹ 国土交通省「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」(2022.10.24)
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000260.html

4.28 レインズへのアクセス権の拡大等による不動産市場の透明性向上

【要望の理由・背景】

レインズ(REINS : Real Estate Information Network Systems)¹⁰は、法令上に位置付けられた不動産物件情報に関するデータベースであり、そのデータは公共財的性質を有しているが、その運営には問題がある。

- レインズへのアクセス権者が不動産仲介業者に限定、かつ、仲介契約の形態を通知・登録義務の対象外である一般媒介契約に切り替えれば登録義務の範囲から恣意的に除外することも可能。このように、他のデータとの照合可能性に乏しい上に網羅性に乏しい仕組みであることが、一部の不動産仲介業者による「おとり広告」や優良物件の「囲い込み」と呼ばれる不公正な慣行の温床と指摘されている。
- 成約価格情報の公開内容・範囲はともに不十分。成約価格情報は物件の売出し価格の設定を行う上での重要な基礎であるが、情動的劣位の立場にある売主が価格設定に際し不動産仲介業者に対抗することが困難。市場における価格相場の不安定性や不透明性といった問題にもつながっているものと考えられる。

データのオープン化の促進、データの網羅性・正確性の向上を図ることにより、不公正な慣行の排除や不動産仲介業者への過度な情報の偏在の解消、不動産の流通の一層の円滑化を通じた大都市一極集中や空き家問題の改善、ひいては市場の安定性・透明性の向上につながる。

【要望内容】

1. アクセス権の拡大：守秘義務を課した上で民間ポータル事業者等、不動産仲介業者以外にもアクセスを拡大、公開可能情報については一般消費者による検索等の利用を許可
2. 登録の徹底及び義務範囲の拡大：不動産 ID やベースレジストリとの照合による未登録物件の発見等により登録義務の遵守を徹底。一般媒介契約について登録負担軽減のための措置を講じつつ登録を義務化
3. 成約価格情報の開放・内容の充実：レインズマーケットインフォメーションにおける成約価格情報につき、価格モデル構築を目的としたデータの利用許可・データセットの提供・公開項目の充実・地域メッシュの細分化

根拠法令：宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 34 条の 2 第 5 項及び第 6 項（指定流通機構への登録義務）、第 50 条の 5（指定流通機構

¹⁰ レインズ
<https://system.reins.jp/>

の登録業務規程の認可)、第 50 条の 7 (件数等の公表)、第 50 条の 9
(目的外利用の禁止)

規制監督省庁：国土交通省

4.29 クラウドゲーミングサービスの開発支援

【要望の理由・背景】

2015 年と比較した場合、市場規模は 7 年で倍増となった。一方では、市場全体が成熟に向けて進むにつれ、ヒット創出の難易度は高まっているとされているが、今後もゆるやかな成長を続けていくことが見込まれる。

この 10～20%前後のゲーム業界の成長を持続させる為にも、クラウドゲーミングサービスの早期展開が必要不可欠である。大手に限らず、中小企業であっても参入可能な市場でもある。

【要望内容】

日本発のグローバルな新しいゲームであるクラウドゲームサービスを立ち上げるためにも、パブリッククラウド（一般向けに開放されたクラウド）等のデータセンターやサーバーの費用に対する支援（補助金等）を検討していただきたい。

対象：クラウドゲーミングサービス参入企業

規制監督省庁：経済産業省

4.30 海外向け販売の支援

【要望の理由・背景】

クールジャパンを掲げながらも、日本のソフトウェアについては、海外での販売が伸び悩んでいる現状がある。

特にエンターテインメント系のソフトウェアは日本語特有の言い回し（スラング等）があり、適切な翻訳が可能な会社はあるが、費用が高額で、大きな負担となっている。

現状、海外向け販売が行われていない PC ゲーム、家庭用ゲームが無数にあり、過去の作品も有力な資産と考える事ができる。

【要望内容】

翻訳費用の助成や、海外向け販売プラットフォームの構築費用等

日本のソフトウェアを世界に向けて販売する為の支援策を検討していただきたい。

対象：ゲーム制作企業
規制監督省庁：経済産業省

4.31 VR ソフトウェアの開発支援

【要望の理由・背景】

VR（バーチャルリアリティ）については、PC ゲーム、家庭用ゲームが、2D から 3D に移行する中で、VR 技術を活用してよりリアルなゲーム体験をできる環境が整いつつある。

しかし、VR 技術を用いたソフトウェアについて、定期的な取り扱いをするソフ倫加盟会社が増えない状況であり伸び悩んでいる。

この VR という分野において、最新の技術も含め、開発環境の整備、技術者の育成が急務となっている。

【要望内容】

最新のプログラム技術の開発や習得を支援する仕組み、助成金等について検討していただきたい。

対象：VR 制作企業、従業員

規制監督省庁：経済産業省

5 ダイバーシティ社会の実現

5.1 刑余者の更生保護に係るデータ基盤の整備及び社会復帰支援の推進

【要望の理由・背景】

社会復帰支援政策は種々あるものの、刑余者の社会復帰後のデータは収集が難しく更生保護施策を検証がしづらい状況である。

更生保護施策の中長期的な改善・発展に向けて、刑余者に関するデータを収集するための基盤整備を行い、収集したデータに基いた検証を行う等 EBPM に取り組むことで、より効果的な再犯防止施策を検討することができると思う。

例えば、刑余者の社会復帰の三種の神器は、「仕事」「住居」「スマートフォン」と言われているが、特に「スマートフォン」が無ければ、「仕事」も「住居」も探せず、再犯リスクも高まりがちになる。

【要望内容】

スマートフォンを刑余者へ無償貸与し、社会復帰支援及びデータ収集の基盤整備を実施す

る下記例のような施策や、法令整備等を提案する。

施策例：

- スマホの新規契約に係る住居、口座情報等を公的機関で肩代わりし、スマホを無償貸与。
- 貸与するスマホに、刑余者からは削除できない社会復帰支援アプリや再犯防止アプリを搭載。
- 社会復帰支援アプリの開発。協力雇用主からの募集案内（刑務所出所者等専用求人を含む）の一元化、社宅／寮への入居可否情報、身元引受可能情報等の掲載等を行う。

関連法令：再犯の防止等の推進に関する法律・生活困窮者自立支援法 等

関連省庁：法務省保護局、厚生労働省

5.2 デジタルが生み出す「職」で障がい者の所得向上と社会参画

【要望の理由・背景】

- IT はデータが基盤であり、データ収集は PC、スマホがツールとなることが多く、障がい者の活躍が期待できる業務が多い。
- 仕事の内容に目を向ければ、障がい者向けに出されている役務に多く見られるものは限定的で低単価である。
- IT 業界では、データ収集等の高単価が見込める役務が創出できる。
- しかし、就労継続支援事業所(とくに B 型) では、職員の IT リテラシーのレベルが伴わず、障がい者に提案できる機会創出が生れないことが多い。

【要望内容】

1. 就労継続支援事業所(A 型、B 型) に IT 分野の仕事を増やすための仕組みを要望
 - 就労継続支援事業所の職員が障がい者に向けた IT 分野の仕事情報を得られる機会の創出
 - マッチングシステムのデジタル化推進
2. 中小企業において、就労継続支援事業所に通う障がい者に向けた業務を創出した際に直接雇用に準ずる補助または税制優遇を要望

規制監督省庁/関連省庁：厚生労働省

5.3 時間と切り離れた働き方・副業を可能とすることによる労働生産性の向上

【要望の理由・背景】

企業が副業・兼業を望む者を雇用する場合には使用者として労働時間の管理や割増賃金の支払い等の義務が発生する一方で、業務委託等の形式をとればそれらの義務が発生せず、企業は後者を選択するという制度的バイアスが発生。その結果、労働者は副業・兼業先において不安定な立場に置かれがちであり、企業も当該労働者の中長期的コミットメント確保が困難となっている。

令和5年6月の規制改革実施計画および12月の中間答申では、厚生労働省に対し、使用者による労働時間管理の対応方法を分かりやすくすることや実際の企業での取組み事例を横展開するよう求められている。また、規制改革推進会議の働き方・人への投資WGでは労働時間の管理や割増賃金支払い等の義務について改革を求める声が出ている。使用者、労働者双方が使いやすく、現在のジョブ型雇用に合った制度への改革が求められる。

【要望内容】

副業・兼業制度に係る労働時間管理・割増賃金支払い制度の改革

1. 労働時間管理

本業・副業それぞれの企業にて労働時間管理を行い、合算した労働時間の管理は個人が責任を持つべきというルールにすべきである。その際、以下①②を併せて推進すべきである。①民間企業による勤務管理ツールの横断的な活用の促進（最終的にはマイナポータルを使った勤怠管理の実現）で個人による労働時間管理を可能にすること、②本業先企業が労働時間管理をしても、副業先企業が36協定を提出していない等の管理が不十分なケースもありえるため、本業先が準備する誓約書（労働時間・秘密保持義務・競業避止義務等）を副業先で交わしてもらうといった運用の促進。

2. 割増賃金支払い

労働者の自発的な同意があり、上限規制内の労働時間設定、面接指導、その他健康確保措置を企業側が行っていることを条件に、副業・兼業を行う労働者の割増賃金計算において労働時間を通算しない形が望ましい。規制改革に関する中間答申を踏まえ、来年度中に行政解釈の変更による実務の安定を図るべき。

根拠法令：労働基準法第38条第1項

厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(平成三十年一月策定、令和二年九月改定)

規制監督省庁：厚生労働省

5.4 CDR（Child Death Review）の制度化

【要望の理由・背景】

Child Death Review（予防のためのこどもの死亡検証）とは、医療機関・自治体・警察・消防等複数の機関が連携して、亡くなったこどもの事例を検証、予防策を提言することで、将来的な防ぎうる死亡を減らす取り組みであるが、法制度やデータ基盤の整備が進んでいない。

令和 2 年度より複数の自治体でモデル事業が実施されているが、あくまでモデル事業であるため、関心の高い自治体でしか取り組まれておらずより幅広く検証が必要であり、また、取り組み中の自治体においても関係機関からの協力が得られにくいといった状況にある。

【要望内容】

CDR が日本全体で実施され、効果的な仕組みとなるように法制度化する。

法制度化にあたっては、個々の検証・予防策提言については自治体が主体となって実施することを前提に、より有用な取り組みとすべく、収集・検証に関する情報は（匿名化等必要な措置は実施した上で）自治体他関係機関の間で共有すべき。そのため、国が主体となって必要な情報の標準化を進めるとともに、セキュリティを考慮した上で、オンラインでのデータ収集、管理、活用に向けたシステム構築や EBPM につながる取り組みを行うべき。

関連法令：個人情報保護法、成育基本法、死因究明等推進基本法、刑事訴訟法

関連省庁：子ども家庭庁（成育局）、個人情報保護委員会、厚生労働省、法務省

5.5 データ連携による子どもや家庭に対するきめ細やかな支援の実現

【要望の理由・背景】

保健・福祉・教育・医療等のデータは、自治体・学校・病院等異なる機関が保有しているが、これらのデータを相互に連携することで、住民への支援・サービスの拡充が可能になると考える。

しかしながら、データ連携に向けた個人情報の適正な取扱いに関する対応は各自治体に委ねられており、個人情報保護法の目的外利用に関する整理や関係部署間の調整、有識者との相談等、推進における課題が多く存在している。

特に、子どもや家庭を取り巻く問題は虐待や貧困等、多岐にわたり複雑に絡み合っており、そうした困難を抱える子ども・家庭ほど、SOS の発信が難しく、きめ細やかな支援が求められている。現在、複数の自治体において分野間のデータ連携を含めた実証事業が進められているが、個人情報を含むデータの連携は容易ではなく、きめ細やかな支援の実現に向けた障壁となっている。

【要望内容】

個人情報の取扱い整理に関する各自治体の負担を減らし、困難を抱える子ども・家庭の早期発見や未然防止に向けた取組みを促進するため、目的外利用の例外にあたるケースについて、具体的な事業と利用用途及びその際に利用するデータ項目を明示する形（ホワイトリスト形式）での新たな法律の制定またはガイドラインの整備を行うべき。

関連法令：個人情報保護法 等

関連省庁：子ども家庭庁（成育局）、個人情報保護委員会 等